

(仮称) 月越原野風力発電事業環境影響評価準備書に対する質問事項及び事業者回答

1. 全体に関する質問

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
1-1	-	ウェブサイト上における図書の公表について	1次	貴社ウェブサイトにおける、準備書のインターネットでの公表期間は縦覧期間のみとしていたほか、電子縦覧図書のダウンロードや印刷について不可としていました。これらについて、図書の公表に当たっては、広く環境保全の観点から意見を求められるよう、印刷可能な状態にすることや縦覧期間終了後も継続して公表することにより、利便性の向上に努めることが重要と考えますが、事業者の見解を伺います。 なお、環境省は、縦覧又は公表期間を超えると、環境影響評価図書の閲覧ができなくなっていることを踏まえ、国民の情報アクセスの利便性向上や情報交流を図ること等を目的に「環境影響評価図書の公開について」（環境省大臣官房環境影響評価課長通知、H30. 4. 1 施行 R4. 6. 30改訂）を発出し、事業者の協力を得て、環境影響評価図書の公開を進めることとしており、さらに、令和7年6月20日には、アセス図書の継続公開に関する内容などを含む「環境影響評価法の一部を改正する法律」が公布されていますので、これらのことを踏まえてご回答願います。	現段階では本準備書のインターネットでの公表期間については縦覧期間までと考えております。 経産省による発電所の環境影響評価の手引書では「準備書および要約書のインターネット上での公表に当たっては、当該図書が事業者の著作物であることや事業者以外の者が作成した地図、写真、図形などを含むことが多く、当該図書の無断複製等の著作権に関する問題が生じないよう留意する必要がある。」とされており、仮に他者が使用した場合においても、弊社としては「無断複製等の著作権に関する問題が生じないよう留意する」ことは難しいものとするため、前述の注意事項に基づき、複製やダウンロードは認めておりません。 なお、アセス図書の継続公開に関する内容などを含む「環境影響評価法の一部を改正する法律案」が令和7年3月11日に閣議決定され、また、令和7年6月20日に「環境影響評価法の一部を改正する法律」が公布されていることは承知いたしており、事業者として住民の皆様との相互理解が重要であると考えて一方で、インターネットの普及に伴い複製等の行為が容易になったことから、企業としての知的財産保護の観点もまた重要であると考えておりますので、現時点では継続した公開は考えておりません。 今後、「環境影響評価法の一部を改正する法律案」の動向を見守りながら、必要に応じ検討していきたく考えております。
1-2	-	関係機関との協議	1次	「風力発電設備の設置等による電波の伝搬障害を回避し電波を用いた自衛隊等の円滑かつ安全な活動を確保するための措置に関する法律」に関し、防衛省への事前相談を行っているか、事業者の見解をご教示ください。	本事業におきましては防衛省に確認を行い、2023年2月16日付にて回答を頂戴しているところです。 ただ、風車位置の変更などに伴い、今年3月28日に再度照会をかけておりますが、6月13日付のメールにて今しばらく時間がかかるといったご連絡を頂戴し、現在に至っている状況です。

2. 「第2章 対象事業の目的及び内容」に関する質問

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
2-1	2	2.1.1 対象事業の目的と背景	1次	カーボンニュートラルとネイチャーポジティブは、同時に達成を目指すべき目標であると考えられますが、本事業におけるネイチャーポジティブに係る取組に対する事業者の見解をご教示ください。	弊社を含むインフロニアホールディングスグループでは、ネイチャーポジティブの実現に向けて生物多様性の保全を含む「守りの環境配慮社会の実現」を課題の一つとして掲げています。本事業の開発においてはさらなるネイチャーポジティブの考えとして、生態系の回復等も視野に入れつつ、環境アセスメントを実施してまいります。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
2-2	3	2.1.2 環境影響評価準備書段階における事業計画の検討経緯	1次	<p>①本事業は方法書以降に経過措置により法対象事業に移行した事業であるとのことですが、具体的にどのような部分が一般的な事業と異なっているのかについての説明が不足して分かりにくいので、 (1)本準備書は現在の一般的な準備書とどのような点が異なっているのか。 (2)当時作成した方法書と現在の一般的な方法書で、環境影響評価項目の選定など、内容がどのように異なっているのか。 (3)どのような法令に基づき法対象事業に移行したのか。 について具体的にご説明ください。</p> <p>②方法書時点より改変面積を削減したとのことですが、具体的にどの程度削減できたのかお示ください。</p>	<p>①1) 本事業は環境影響評価法が風力発電事業に適用される以前に行われました「風力発電施設等に係る改正アセス法手続先行実施モデル事業」として方法書手続きを行ったものです。ただし、本準備書におきましては一般的な準備書と同様の手法をもって作成しており、経過措置案件であるからと言って特別な図書となっているわけではございません。 ただし、系統連系などの理由により、方法書から準備書までの期間が長期にわたったことなどにより、複数回調査を実施している関係から、通常の準備書と異なる箇所がございます。 2) 本事業は平成24年に風力発電施設が法アセス対象となる前に方法書を作成しております。現在の一般的な方法書では「発電所アセス省令」に記載される参考項目より事業特性及び地域特性を踏まえて、環境影響評価の項目の選定を行いますが、本事業では法対象前に方法書を作成したことから、騒音、振動、水質、主要な人と自然とのふれあいの活動の場及び廃棄物について項目選定を方法書時点では行っておりませんでした。 3) 本事業方法書に対する平成24年11月30日付の経済産業大臣勧告（20121113商第30号）にて「月越原野風力発電事業に係る環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）については、要綱第7の3の2の（3）に規定する関係地方公共団体の長が環境の保全の見地からの意見を述べたものであると認められる書類が、環境影響評価法（平成9年法律第81号。以下「アセス法」という。）第53条第2項及び平成24年経済産業省告示第222号第2条第3号の規定によりアセス法第53条第1項第3号に掲げる書類とみなされるため、電気事業法（昭和39年法律第170号）第46条の8第1項の規定により審査した」とされており、また、「環境影響評価準備書の作成に当たっては、環境影響評価法、電気事業法及び「発電所の設置又は変更の工事の事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」（以下「主務省令」という。）の規定に基づき、環境影響評価の項目、調査・予測・評価の手法及びこれらの結果等、必要な事項を遺漏なく記載すること。」との記載があることから、環境影響評価法に基づいた法対象事業に移行したものと理解しております。</p> <p>②本事業の風力発電機ヤードの面積は1か所につき約0.4haです。方法書時点の25基から11基に基数を削減したため、風力発電機ヤードを14か所分削減しましたので、約5.6haの改変面積を削減できたと考えております。</p>
2-3	3	2.1.2 環境影響評価準備書段階における事業計画の検討経緯	1次	<p>基数を見直すことで改変面積の削減を図り、自然環境へ配慮したとのことですが、植生自然度の高い区域や水源涵養保安林が存在する区域東部側に対象事業実施区域が拡大し、風力発電機も方法書時点の区域よりも外側に配置されています。 また、風力発電機の配置変更が生じる可能性を鑑み、風力発電機を配置していない南西部のエリアを対象事業実施区域に含めているとのことですが、当該エリアは植生自然度が区域東部よりも低く、保安林外となっています。 以上を踏まえると、区域東部に風力発電機を設置するよりも南西部に設置する方が自然環境への配慮に繋がるものと考えますが、なぜこのような風車配置となったのか、配置の検討過程及び自然環境のまとまりの場を回避できなかった理由を具体的に説明してください。</p>	<p>対象事業南西部については他事業による風力発電施設の計画が先行しているエリアとなるため、現時点では風力発電機の設置が難しいと判断いたしました。なお、環境影響評価による現地調査、風況調査結果及び測量結果を総合的に考慮すると、現在の風力発電機の配置であれば、住宅等からの離隔距離を2km以上確保でき、風況の調査結果より、事業性も確保できると判断いたしました。水源涵養保安林については一部改変が生じるものの、3-6の回答に記載したように、森林が持つ水源の涵養機能、土砂流出防止機能等に影響が及ばないよう、森林の転用面積は必要最小限度とすること、裸地に降った雨を裸地の流末に沈砂池を設置して、周辺林地に浸透させることで、流域流出率の上昇を抑制し、保安林の水資源の保全に配慮することが可能と考えております。</p>
2-4	4~5	図2.1-1 方法書との比較 図2.1-2 準備書配置と住宅等	1次	<p>No. 1, 2, 5, 7の発電機の設置予定位置は、方法書時点での風力発電機の配置よりも寿都町の集落側に近づいています。なぜこのような配置になったのか理由をお示ください。</p>	<p>隣接して事業を計画するコスモエコパワー社と風力発電機の配置を調整し、相手側へのウェイクロスなどの影響を極力小さくできるよう風向などを考慮し、寿都町の集落に重大な影響が出ない範囲で配置を見直した結果、このような風力発電機の配置になりました。</p>

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
2-5	6	2.2.3 特定対象事業により設置される発電所の出力	1次	<p>①方法書時点よりも風力発電機が大型化していますが、その理由をお示してください。</p> <p>②風力発電機が大型化したことにより、バードストライク、バットストライクの懸念や騒音、景観などへの影響が増大しているのではないのでしょうか、事業者の見解を伺います。</p>	<p>①本事業は系統連系の関係から方法書届出より10年以上経っている案件となっております。方法書で計画していた機種がメーカーにて廃番となってしまう、現時点で選定可能な機種は方法書時点のものよりも大型のものしかないためになります。</p> <p>②バードストライク、騒音及び景観について、準備書に記載の風力発電機の大きさ等の諸元を踏まえて予測を行っております。バードストライクについては風力発電機の大きさ等の諸元を踏まえて年間予測衝突数の算出を行っていますが、予測の不確実性を伴うため、バードストライク、バットストライクについては事後調査を実施いたします。風力発電機の稼働に伴う騒音について、予測の結果、現況からの増加はなく、環境省の騒音の指針値も満足する結果となっておりますので、風力発電機の大型化をもって影響は小さいと考えます。景観について、視認される風車の最大垂直視野角の最大値は3.3度（㊸一般国道523号沿道）であり、風力発電機の大型化に伴う影響はあるものの、「送電鉄塔の見え方の知見」において「やや大きく見え、景観的にも大きな影響がある（構図を乱す）。圧迫感あまり受けない（上限か）。」とされる視野角を下回り、NEDOの知見において「負の意味で風力発電機を気にするようになる。」とされる視野角を下回ることから、影響の程度は重大ではないと考えております。</p>
2-6	18	<p>図2.2-5(2) 風車ヤード造成施工例（断面図）</p> <p>図2.2-6 残土処理場の造成施工事図</p>	1次	<p>風車ヤード及び残土処理場の沈砂池について、盛土した箇所を切り込む形で造成、または、盛土法面の下方に造成する計画となっておりますが、安全性の観点から、土砂の流出や法面崩壊の対策を十分に行い、各箇所の盛土高や盛土材料に応じた勾配の設定が必要と考えられます。安全対策について検討した内容について、事業者の見解をご教示ください。</p>	<p>盛土法面部に関しては盛土規制法に準拠し、盛土の安定検討（円弧滑等の安定検討）を行い、安全性を確保します。</p> <p>また、沈砂池自体の構造としてはコンクリート構造としているため雨水排水等による盛土地盤への浸食防止対策を図っています。</p> <p>さらに、盛土法面にはコンクリート構造による縦排水側溝を設置し、盛土法面下方ある沈砂池に導くため、雨水排水等による盛土および盛土法面における浸食防止対策を行うため、盛土法面の崩壊リスクはないものと考えます。</p>
2-7	21	図2.2-9(1) 変更区域図（平面図）	1次	<p>p.16において、既存道路の活用等により可能な限り土地造成面積及び伐採面積を低減する、との方針があることを踏まえ、1号機から2号機間の道路の中間地点で造成が計画されている、既存道路をショートカットするように南北に走る作業道は必要でしょうか。既存道路を活用すれば、変更面積が低減され、環境保全措置として有効と考えられますが、本区域の造成が必要である理由についてご教示ください。</p>	<p>既存道路を活用するには、幅員が不足するため、拡幅する必要があります。</p> <p>結果として、既存道路をショートカットするように南北に走る作業道のほうが変更面積が小さくなります。</p>
2-8	22 23	図2.2-9 変更区域図	1次	<p>6号機周辺の変更予定について、傾斜の上方を盛土し傾斜の下方を切土しているように見えますが、どのような工法による変更となるかご教示ください。</p>	<p>当該箇所の切盛の着色が反転しておりました。誠に申し訳ございません。修正した図面を【月越原野準備書】別添資料北海道1次Q2-8にお示しします。</p>
2-9	26～ 29	図2.2-10 伐採・除草範囲	1次	<p>8号機および残土処理場を除き、除草範囲が確認できませんが、上記箇所以外は全て伐採のみ実施され、除草は実施しないということでしょうか。</p>	<p>伐採範囲内も笹、葎等の除草は発生します。</p>

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
2-10	31	③緑化に伴う植栽計画	1次	<p>①緑化について、緑化種については改変区域で確認されたキタササガヤ個体群の一部の移植について記載されていますが、それでカバーできない範囲については極力在来種を活用した緑化を行うということによろしいでしょうか。その場合、在来種の種子だとしても産地が重要であり、遺伝子汚染を防ぐ観点から、基本的に在来種を用いた復元緑化を行うこととし、国内他地域産の種子や外国で生産された在来種の種子は使用を控えるのが望ましく、工事区における表土取り置きも有効であると考えますが、緑化計画を見直す必要はないか、事業者の見解をご教示ください。</p> <p>また、2段落目に、「緑化種は極力、在来種を活用する方針」とありますが、外来種を活用する可能性もあるのでしょうか。「極力」とした理由と、外来種を用いることとなるのはどのような場合となる予定なのかをご教示ください。</p> <p>②また、完成後の維持管理作業においても、外来種除去の取り組みや自生種緑化の推進が重要と考えますが、そのような計画となっているのか、また、実施する場合、どのような頻度で実施する計画としているのか、ご教示ください。</p> <p>参考：生物多様性に配慮した緑化植物の取り扱い方に関するガイドライン2023（日本緑化工学会） https://www.jsrt.jp/tech/Tech_Files/teigen2019/guideline2023.pdf</p> <p>③「キタササガヤ個体群の一部を法面に移植し、緑化資材としての活用を想定している」とあり、p. 249の専門家からの提案を基に検討したものと考えますが、本種の生育環境上、法面への移植は可能なのでしょうか。生育環境や造成された法面への移植の妥当性を含め、緑化資材として活用しても本種の生育上問題無いのか、ご教示ください。</p> <p>④風車設置ヤードの緑化範囲が法面のみとなっています。ヤードを裸地のまま放置すると特定外来生物を含めた帰化植物に占拠されるといった指摘が報告されていますが、その点は砕石舗装により防止できる見込みなのか、事業者の見解を伺います。</p>	<p>①キタササガヤ個体群の移植以外の緑化につきましては、極力在来種を使用する予定です。</p> <p>また、在来種も後志・胆振・渡島・檜山地方などの在来種を前広に購入していく計画ですが、万一、種子が不足する場合、土砂流出対策が目的であるため、その時期に手に入る外来種も限定的に使用する可能性があります。</p> <p>表土取り置きによる移植に関しては、草枯等も含め管理が難しく、全量を賅える量の確保が困難と考えます。</p> <p>②外来種除去の取り組みなどは施行後の維持管理に重要と考えており、今後、後志森林管理署等の関係機関と協議し、その協議の中において具体的な対策を検討していきたいと考えております。</p> <p>③本種の生育環境は低山の林縁であるため、生育環境上、法面への移植も可能と考えております。移植後はp. 1279 表8. 3-1(4)に記載のとおりモニタリングを実施する予定としております。</p> <p>④風車設置ヤードにつきましては、p. 32～36の図2. 2-11(1)～2. 2-11(5)に記載のとおり、バードストライクに対する対策として植物が生育しないよう、砕石舗装する計画です。砕石はコンクリート殻が主となる材料でアルカリ性であり、植物の生育には不向きな環境となります。そのため砕石舗装することにより帰化植物の占拠を極力防ぐことが可能であると考えております。</p>
2-11	32～36	図2. 2-11 造成後の緑化・修景計画図	1次	<p>①作業路及びヤードについて、砕石舗装と道路舗装敷の2種類が示されていますが、どのような観点で工法を選択しているのでしょうか。</p> <p>②道路舗装について、構造が示されていないのでp. 16の図のように舗装路の構造図をご教示ください。</p>	<p>①北海道森林管理局及び自治体といった第三者が使用する可能性のある道路についてはアスファルト舗装とし、第三者が使用する可能性のないヤードについては砕石舗装としました。</p> <p>②【月越原野準備書】別添資料北海道1次Q2-11②にお示しいたしました。</p>
2-12	37	(3)電気工事	1次	<p>p. 227に記載の経済産業大臣勧告第2の2の内容を踏まえると、変電設備や管理棟の配置を明らかにする必要がありますが、それを踏まえ、以下についてご教示ください。</p> <p>①変電所や蓄電池の設置のために一定規模の土地の形質変更が想定されますが、どの程度の規模の改変となる見込みか、事業者の見解をご教示ください。</p> <p>なお、現時点で未定の場合は、一般的な蓄電池変電所の設置面積をご教示ください。</p> <p>②詳細は未定とのことですが、変電所は対象事業実施区域内外どちらに設置するのか、また、区域内の場合、改変区域内外どちらに設置するのかをご教示ください。</p> <p>③②の設置箇所が改変区域外の場合、改変区域で実施される事業と同等の配慮が必要と考えるため、変電所設置箇所も改変区域とし、予測及び評価するのが望ましいと考えますが、そのような検討はされているのか、事業者の見解をご教示ください。</p> <p>④変電所から風力発電機までは、基本的に道路沿いにケーブルを埋設するとしていますが、作業道やヤードの改変区域から逸出しないよう施工されるという認識でよろしかったでしょうか。</p>	<p>①蓄電池は設置予定はございません。変電所の改変（造成）面積としては、約19,000㎡を想定しています。</p> <p>②変電所は、対象事業実施区域外に設置する計画です。</p> <p>③環境影響評価法第二条の定義において、対象事業を「電気事業法上における事業用工作物および発電用のもの」と区分していることから、上述の送電に係る工作物については、環境影響評価の対象外と認識しております。なお、送電線は可能な限り埋設予定としており、既設の連系点への引き上げを基本としているため、工事中の一時的な影響についても、基本的に大きな影響は想定しておりません。</p> <p>④原則、そのように計画しております。</p>

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
2-13	37	3. 工事中仮設備の概要	1次	①対象事業実施区域内に仮設工事事務所を設置することですが、変更区域内外どちらに設置するのかご教示ください。 ②①が変更区域外の場合、植生の状況によっては工事事務所設置箇所及びその周辺に影響が及ぶ可能性があります。伐採等は行わず、空き地などを選んで設置するものと考えてよろしかったでしょうか。	①変更区域外に設置予定です。 ②伐採等は行わず、空き地等を選んで設置する予定です。
2-14	37	4. 道路	1次	①最後の段落に、工事後の道路の利用について、「土地所有者等との協議を踏まえて決定」とありますが、工事着工前に、工事後の利用を前提として土地所有者等と協議を行い決定する、という理解でよろしかったでしょうか。どの時期までに協議・決定をする見込みであるかも併せてご教示ください。 ②この部分ではありませんが、図書の中でたびたび、「～地形を十分考慮した上で、可能な限り既存道路を活用し」とありますが、既存道路があったとしても、その場所の地形によっては活用できないことを見込まれるということでしょうか。また、どういった地形であれば既存道路が活用できないと考えているか、ご教示ください。	①工事後の利用を前提として土地所有者等と協議を行います。工事着工前までに決定いたします。 ②対象事業実施区域内の既存道路には獣道のように細い幅の場所もございます。その場合は拡幅を行うか、場所によっては新規で新設したほうが環境への影響が少ない場合もあることから、可能な限り記載いたしております。また、運搬ができない（輸送車両が通行できない）ような急傾斜や急カーブのある道路については、活用できないと考えています。
2-15	38	5. 工事中資材等の運搬の方法及び規模	1次	「（仮称）島牧ウィンドファーム事業」と工事期間が重複する可能性があります。利用する道路と利用期間が重複した場合の車両の想定についてご教示ください。 （p. 15にピーク時が重ならないよう回避する旨記載がありますが、ピーク以外の期間に利用が重複した場合の想定）	（仮称）島牧ウィンドファーム事業の詳細な工事工程は受領できていないため、現時点では車両台数について具体的に回答できません。ご理解の通り、「（仮称）島牧ウィンドファーム事業」と工事期間が重複する可能性はございます。ただ、同事業はすでに評価書も完了し、工事も着工している状況です。従い、重複する期間があったとしても、重大な影響はないものと考えております。また、同事業社とは連絡を取り合いながら、極力重複しないよう、調整していく予定です。
2-16	42	8工事中の排水に関する事項	1次	①本工事では切土量に比べ盛土量が少ないため、大部分を残土処理場に盛らざるをえないため、沈砂池設置や緑化対応を丁寧に実施する必要があり、沈砂池の貯砂能力についても十分に確保するだけでなく、維持管理が重要と考えますが、工事後の維持管理について現在の検討状況を伺います。 なお、温暖化等の影響に伴い、北海道においても台風や豪雨の発生が増加する傾向にあることを踏まえてご回答ください。 ②まとまった降雨があった場合、その降雨の終了後に沈砂地排水口付近の土壌洗掘等の状況を確認するとありますが、 (1)「まとまった降雨」とは具体的にどの程度の雨量以上をいうのかお示しください。 (2)何をもち「降雨の終了」を判断するのでしょうか。 (3)長時間降雨が続いた場合でも、降雨が終了しなければ状況を確認しないということでしょうか。 (4)状況を確認するタイミングをご教示ください。	①施工後の沈砂池の維持管理の計画については今後、後志森林管理署、北海道後志総合振興局、寿都町、黒松内町及び島牧村と協議を行い、検討いたします。 ② (1)当該地域で1月に1度程度の降雨があった場合に実施します。目安としては日降水量20mmを想定しています。 (2)原則として6時間連続して時間降水量が0mmであれば降雨終了と判断します。 (3)その予定です。降雨がある時間帯に沈砂池排水口を点検することには危険が伴いますので、原則としては(2)の基準を使用します。 (4)降雨が終了後の日中に点検を行います。
2-17	44	(2)生活排水	1次	「仮設の工事事務所からの生活排水は作業員のトイレ後の手洗水等であり、微量かつ、汚水や洗剤等の使用した水の排水は想定されない～」とありますが、通常、用を足した後の手洗は石けん等洗剤を用いて行うものと想定されるため、そのような衛生面を考慮した上で生活排水の処理を考えるべきと思われますが、事業者の見解について伺います。	トイレ、手洗い等の汚水についてタンクを設置し、適宜バキューム車にて場外搬出処分します。
2-18	46	(1)風力発電機の概要	1次	選定予定の機種はカットイン風速やフェザリングの調整が可能な機種でしょうか。	風車メーカーとの協議が前提となりますが、選定予定の機種はカットイン風速やフェザリングの調整が技術的には可能な機種と理解しております。
2-19	53	表2.2-14 対象事業実施区域及びその周囲における他事業	1次	本図に（仮称）島牧郡島牧沖洋上風力発電事業（（株）ユーラスエナジーホールディングス）や、（仮称）北海道島牧沖洋上風力発電事業（関西電力（株）、RWE Renewables Japan（合））が記載されていないので、評価書では最新の情報となるようにしてください。	対象事業実施区域及びその周囲における他事業について、評価書では最新の情報となるようにいたします。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
2-20	54	図2.2-19 対象事業実施区域及びその周囲における他事業	1次	<p>①対象事業実施区域の南西側エリアは既に評価書まで終了している（仮称）島牧ウィンドファーム事業の風車が建設される予定となっておりますが、p.3では、今後風車の配置が変更となった際に建設する可能性があることが記載されています。このような状況で建設が可能なのか、事業者の見解を伺います。</p> <p>②①のような状況では、本準備書に記載されている累積的影響が変わることが考えられますが、改めて各項目について調査、予測及び評価を行うのか、事業者の見解を伺います。</p> <p>③図に示されている距離は、各他事業と本事業で設置される風力発電機との最短距離という理解でよろしいでしょうか。</p> <p>④コスモエコパワー株式会社の「（仮称）島牧ウィンドファーム事業」と風車が連続していることから、当該事業の作業道や資材運搬路を再利用や共同で造成することなどにより、改変面積の縮小が可能と考えますが、そのような対応は検討されているのか、事業者の見解をご教示ください。</p>	<p>①（仮称）島牧ウィンドファーム事業者と協議の上、双方の合意を得られた場合には、建設は可能だと考えています。</p> <p>②評価書において風力発電機の配置を見直した場合は、改めて各項目について予測及び評価を行い、累積影響の検討が必要な項目については累積影響の予測を行います。</p> <p>③ご指摘のとおり、各他事業と本事業で設置される風力発電機との最短距離を示しております。</p> <p>④（仮称）島牧ウィンドファーム事業の工事期間と重なる箇所においては、作業道や資材運搬路を再利用や共同で造成することも検討します。ただし対象事業実施区域が重なるのは一部分であり、風力発電機の配置エリアは重複しないことから、再利用や共同造成は難しいものと考えています。</p>

3. 「第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況」に関する質問

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
3-1	77	2. 地質の状況	1次	<p>図書に記載はありませんが、地震ハザードステーション(Webページ)で確認可能な「地すべり地形」の分布状況について把握されているでしょうか。地すべりリスクのある場所を回避するためにも、有用な情報と考えますので、確認状況及び、確認結果を踏まえての事業者の見解をご教示ください。</p>	<p>「地すべり地形」については、【月越原野準備書】別添資料北海道1次Q3-1のとおり対象事業実施区域の一部にかかっておりますが、土地の改変は行わない計画としております。</p>
3-2	132	図3.1-33 食物連鎖模式図	1次	<p>評価書では、p.312の注目種選定マトリクス表にある動物種を本図に反映するなど、整合が取れるよう修正してください。</p>	<p>整合性が取れるよう、評価書において修正します。</p>
3-3	135	3.1.6 1. 景観の状況	1次	<p>各関係自治体へのヒアリングの概要をお示しください。また、ヒアリングの実施から期間が空いていますが、最新の状況を改めて確認する必要はないか、事業者の見解を伺います。</p>	<p>2023年5月30日に黒松内町役場、島牧村役場、寿都町役場に対し、調査予定地点をご確認いただいた上で、その他主要な眺望点に該当しそうな地点がないかを確認するためのヒアリングを行い、黒松内町役場からのご意見を踏まえ②道の駅くろまつないを選定いたしました。</p> <p>なお、現地調査を実施するにあたり追加すべき地点を確認する必要があったことから、現地調査前にあたる2023年にヒアリングを行いました。2年前のヒアリングになりますが、ヒアリングで追加地点の要望があった場合に、4季節調査をする必要があったことから、ヒアリング時期は適切であると考えております。</p>
3-4	141	2. 人と自然との触れ合いの活動の場の状況	1次	<p>人と自然との触れ合いの活動の場の状況について、関係自治体へのヒアリングは行っているのでしょうか。行っている場合はその概要を、行っていない場合は行わなくて良いと判断した理由をお示しください。</p>	<p>関係自治体（島牧村、寿都町、黒松内町）に対し、以下のようなヒアリングを実施し、準備書に反映いたしました。</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成29年の現地調査前及び令和5年の現地調査前：調査予定地点をご確認いただいた上で、その他周辺に人と自然との触れ合いの活動の場に該当しそうな地点がないか、その時点で弊社が把握している地点情報に相違がないか、のヒアリングを実施し、令和5年時は、「本目海岸」「寿都湾浜中パークゴルフ場」「朱太川」「浜中野営場」「寿都町民スキー場」をご教示いただいたことから、表3.1-41及び図3.1-37に追加いたしました。 本準備書の作成前：年間の利用者数や催事状況についてご教示いただくとともに、その時点で弊社が把握している地点情報に相違がないか、のヒアリングを実施し、直近のイベント状況や利用者数をご教示いただいたことから、表8.1.8-1に反映いたしました。
3-5	163	4. 湧水の利用	1次	<p>事業実施想定区域及びその周囲における湧水について、関係町村からヒアリングを実施しているのでしょうか。実施している場合は聴取結果についてご教示ください。</p>	<p>令和6年9月に、寿都町、黒松内町及び島牧村へヒアリングを実施し、対象事業実施区域及びその周囲に湧水はないとの回答を得ております。</p>

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
3-6	210 212	①森林法に基づく保安林の指定 図3.2-17 保安林の指定状況	1次	<p>①水源涵養保安林内に風力発電機を7基設置する計画となっていますが、保安林の指定解除など、所管する森林管理署との協議状況をご教示ください。</p> <p>②準備書時点での計画では防風保安林の改変は無いものと考えられますが、p.3では、今後風車の配置が変更となった際に対象事業実施区域の南西側エリアにも建設する可能性があることが示されています。その場合、この防風保安林も改変する可能性はあるのか、事業者の見解を伺います。</p> <p>③設置予定の風力発電機11基のうち、7基は水源涵養保安林と重複しており、その改変が見込まれますが、水源涵養保安林が果たす水資源の確保や水質保全といった役割が一部消失することについて、どのような配慮を行うのか、事業者の見解を伺います。</p>	<p>①所管する後志森林管理署とは、風力発電機配置が変更になる前から情報共有しており、配置決定後（2024年3月）より具体的な協議を開始しています。現在は、並行確認申請に向け、測量業務などを実施しており、その進捗状況を定期的に報告しております。</p> <p>②防風保安林を改変する可能性はありません。</p> <p>③森林が持つ水源の涵養機能、土砂流出防止機能等に影響が及ばないよう、森林の転用面積は必要最小限度といたします。また、一部、改変場所の流出係数が変化しますが、裸地に降った雨を裸地の流末に沈砂池を設置して、周辺林地に浸透させることで、流域流出率の上昇を抑制し、水資源の保全に配慮いたします。また、保安林内に位置する河川に本事業による排水が直接流入しないように沈砂池や道路からの排水箇所について極力河川から距離をとった位置に設定することで、水質の保全に配慮いたしました。</p>
3-7	216	図3.2-21 国土防災関連の情報	1次	<p>対象事業実施区域西部の風車ヤードからの排水方向に崩壊土砂流出危険地区が存在していますが、風力発電機設置による影響は生じないのでしょうか。対象事業実施区域から崩壊土砂流出危険地区を除外できなかった理由を含め、事業者の見解をご教示ください。なお、当該土砂流出危険地区となっている河川は、水道用水の取水地点が存在することを踏まえ、回答してください。</p>	<p>対象事業実施区域は評価書手続きに至るまでの間に環境影響評価の結果や現地での測量結果等を踏まえて事業計画変更が生じる可能性も踏まえて計画する風車位置や道路造成位置、残土処理場位置を包括した広めの区域を設定しております。そのため、崩壊土砂流出危険地区について対象事業実施区域に含まれておりますが、当該地区について改変の予定はありません。【月越原野準備書】別添資料北海道1次Q3-7のとおり、一部の沈砂池排水と道路排水は崩壊土砂流出危険区域方向に排水しますが、常時水流との離隔が取れていることから、崩壊土砂流出危険区域に指定されるコベチャナイ川まで到達せず、土壌浸透すると予測しております。濁水が到達しないので、土砂の流入はありません。よって、本事業による崩壊土砂流出危険区域の河川や沢への影響はないものと判断しております。また、同じ理由でコベチャナイ川の利水にも影響はないと判断しております。</p>

4. 「第4章 方法書についての意見と事業者の見解」に関する質問

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
4-1	220 ～ 221	4.1.1 方法書の公告及び縦覧	1次	<p>本事業の方法書はいわゆる要綱アセスに則り手続きが進められたものと思料しますが、現行の法アセスに基づく手続きによる公告及び縦覧と異なる又は不足している事項があれば、参考にご教示ください。</p>	<p>事業者のHPでの電子縦覧は行っておりません。それ以外につきましては縦覧並びに説明会開催と、現行の法アセスと同様の手続きを踏んだものと理解しております。</p>
4-2	221	②. 方法書についての説明会の開催について	1次	<p>説明会には5名の来場があったとのことですが、その際、参加者からどのような質疑があり、どのような見解を示したのか、ご教示ください。</p>	<p>いただいた質問は1問で、「猛禽類の調査を3日間とした理由」についてでした。回答として、調査マニュアルを基に調査実施したことや、次の準備書段階でも専門家ヒアリングを実施する旨をお伝えいたしました。</p>

5. 「第5章 方法書に対する経済産業大臣の勧告」に関する質問

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
5-1	223	経済産業大臣勧告	1次	<p>経済産業大臣勧告には関係市町村意見の意見を踏まえた環境影響評価の実施を求める旨が記載されていますが、各関係市町村から提出された意見書をお示しください。また、それらの意見に対する事業者の見解を伺います。</p>	<p>【月越原野準備書】別添資料北海道1次Q5-1にお示しいたしました。</p>

6. 「第6章 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法」に関する質問

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
6-1	237	表6.1-6 環境影響評価の項目として選定しない理由	1次	<p>①風力発電施設の稼働による騒音を項目選定している理由として「対象事業実施区域の周囲に住宅等が存在していること」を挙げているにもかかわらず、こちらでは「住宅等の保全地域が存在しないこと」を理由に選定していません。どちらも対象事業実施区域から住宅等までの距離に基づいて選定の要否を判断していますが、記載が矛盾している理由をご教示ください。</p> <p>②一般的に風車の稼働による騒音よりも建設機械の稼働による騒音の方が音が大きく、広範囲に影響があると考えられますが、同項目を環境影響評価の項目として追加し、影響の調査、予測及び評価の必要はないのか、事業者の見解を伺います。</p>	<p>①騒音の調査地点については、p261の図面に示す地図の範囲を「対象事業実施区域の周囲」として、住宅等の分布状況を確認し、騒音の調査地点の検討を行っております。風力発電施設の稼働による騒音については、「発電所アセスの手引」や環境省の指針等において事業による影響を受ける恐れのある範囲に関する記載がないこと、地形の状況や風力発電機の配置によって音の伝搬の仕方が変化するため一概に風力発電機からの離隔距離のみをもって事業による影響の程度を断ることはできないため、風力発電機からの離隔距離にかかわらず対象事業実施区域の周囲に住宅等が分布している以上、風力発電施設の稼働による騒音については評価項目として選定しております。一方、建設機械の稼働に伴う騒音については、「発電所に係る環境影響評価の手引」p500の「第4章3 調査、予測及び評価の手法 5) 風力発電所に係る参考手法○騒音 [影響要因の区分：建設機械の稼働]」において、環境影響を受けるおそれのある地域として「対象事業実施区域から約1kmの範囲内における住宅等の保全地域」と記載がある点を踏まえ、本事業では対象事業実施区域から保全対象（住宅等）まで約2kmの離隔があることを踏まえて、評価項目として非選定といたしました。上述に記載した項目選定の観点の違いにより、風力発電施設の稼働による騒音と建設機械の稼働に伴う騒音の記載内容が異なっております。</p> <p>②風車騒音と同様の予測地点において建設機械の稼働に伴う騒音の予測を行った結果を【月越原野準備書】別添資料北海道1次06-1にお示しします。建設機械の稼働に伴う騒音の影響が最大の月（2030年7～10月）の予測値は2地点ともに、現況値からの増加分は1デシベルであるため、影響は小さいものと考えますので、環境影響評価の項目として追加し、影響の調査、予測及び評価の必要はないと判断しております。</p>
6-2	238	6.2.4 過年度調査実施終了後の追加調査の実施について	1次	<p>方法書から準備書に至るまで長期間が経過していることについて簡単に説明されていますが、</p> <p>①方法書に対する経済産業大臣の勧告から過年度調査の開始まで約5年経過していますが、なぜ調査開始までに期間が空いたのか理由をお示しください。</p> <p>②過年度調査を実施する際、方法書時点から環境が変化していた可能性があります、そのことを踏まえた調査内容としたのでしょうか。していたのであれば具体的な内容を、していないのであればしなくても良いと判断した理由をお示しください。</p>	<p>①系統に空きがなく、接続できない状況にあり、接続できるめどが立たなかったことから、調査を開始しても情報が古くなってしまふ可能性が高く、適切な予測評価ができない恐れがあると考えたことが理由です。</p> <p>②方法書時点から環境が変化していた可能性も踏まえて、過年度調査実施前においてはその当時の最新の既存資料を確認し、また、現地の下見を行い、改めて調査地点の再検討を行いました。</p>
6-3	239	表6.2-1 追加調査の実施有無とその理由【騒音及び超低周波音、振動】	1次	<p>騒音及び超低周波音、振動の項目について、追加調査を実施しない理由として、「交通量が大きく変化するような環境の変化は生じていない」ことや「騒音環境の変化に起因する大きな環境の変化は確認されていない」ことを挙げていますが、</p> <p>①どのような調査や確認を行った結果、上記のような判断をされたか、判断根拠を具体的にご教示ください。なお、P238に記載のとおり過年度調査実施時点から年数が経過していることを踏まえご回答ください。</p> <p>②①を踏まえ、過年度からの交通量の変化を具体的なデータで調査する必要はないでしょうか。事業者の見解を伺います。</p>	<p>①追加調査の内容を検討するにあたり、過年度調査を実施した平成29年～令和2年より、音環境が大きく変化するような事象（新設の幹線道路の設置やイベント施設の新設により交通量が大きく変化するような事象）は追加調査実施前の令和5年時点ではないことを関係町村に確認をとっております。</p> <p>②対象事業実施区域及びその周囲における交通の状況の変化を国土交通省の「全国道路・街路交通情勢調査一般交通量調査結果」より確認した結果を【月越原野準備書】別添資料北海道1次06-3にお示しします。過年度調査実施前の平成27年度の交通量と令和3年度の交通量に大きな変化はないことを確認しております。</p>
6-4	239	表6.2-1追加調査の実施有無とその理由【水質】	1次	<p>水質の項目について、植生の追加調査結果及び空中写真による経年変化の確認を根拠に「環境の変化が生じていない」とすることは妥当でしょうか。具体的にどのような確認を行った結果、「環境の変化が生じていない」と判断したのかご教示ください。</p>	<p>河川水の原因は湧水であり、湧水の原因はその集水域への降雨です。河川水量は湧水量により変化するものと考えられます。湧水はごく浅い場所を流れる地下水であり、その量は、その入り口をふさぐことや新たな出口を作ることによって変化しますが、空中写真の判読と植生調査の結果から、地下水の入り口をふさぐ（踏み固める）行為がないこと、付近でトンネル工事のような地下水の新たな出口を作るような改変は行われておりません。また、河川そのものの大規模工事も行われていないことから、河川の状況は変化していないと判断しています。</p>

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
6-5	239	表6.2-1追加調査の実施有無とその理由【哺乳類(コウモリ類)】	1次	コウモリ類の音声調査及び捕獲調査について、p.242の表6.2-2(1)及び(2)の専門家意見からは追加調査は不要である旨の明確な指摘があったとは読み取れませんが、専門家に追加調査が必要かどうかを明確に確認する必要はないでしょうか。事業者の見解を伺います。	専門家から追加調査のご指摘を頂かなかったことから、現時点で得られている調査結果で十分と判断致しました。しかしながら、ご指摘を踏まえ、再度ヒアリングを実施し、追加調査の必要性について確認致します。
6-6	239 ～ 240	表6.2-1追加調査の実施有無とその理由【一般鳥類、昆虫類、魚類、底生動物、典型性注目種アオジ】	1次	①一般鳥類、昆虫類、魚類、底生動物、典型性注目種アオジについて、追加調査を実施しない理由として「植生の調査結果、空中写真による経年変化の確認により環境が大きく変化する工事の実施や環境の変化が生じていない」としています。動物種の生息状況は、植生や経年変化のほか、気温や積雪量といった気候変動など植生や空中写真から判断できる内容以外の環境要因による変化の可能性はないのでしょうか。判断の妥当性について事業者の見解を伺います。 ②①に関連して、区域北部の新島牧ウインドファームがリプレースを実施しており、当初調査時から大きな土地改変がありますが、こちらは「環境が大きく変化する工事の実施」に該当しないのでしょうか。しないとするのであれば、その理由をなるべく定量的な根拠を用いて説明してください。 ③植生の専門家ヒアリングに関する記載がありますが、環境に大きな変化が見られないことについて、昆虫類、魚類、底生動物に関してはp.248の専門家ヒアリングにて妥当性に関する意見があるので、評価書ではそれぞれの分類群の専門家からご意見をいただいた旨を追記してください。 なお、鳥類についてはそのような意見が記載されていないため、専門家に確認した上で判断すべきと考えますが、事業者の見解を伺います。	①昆虫類については、p.248 表6.2-2(5)に記載のとおり、専門家からも植生に大きな変化がなければ、昆虫類相にも概ね変化はないだろうとのご意見を頂いております。魚類、底生動物については、水温の変化が影響すると考えられますが、6-18の回答のとおり、周辺の河川の水温に大きな変化は見られておりません。アオジを含む一般鳥類については、主に植生などの環境に依存しているものと考えておりますが、有識者Dのご意見について改めて検討した結果、一般鳥類の繁殖期に該当する5月～6月に追加調査を実施することとしました(令和7年に実施済み)。過年度調査と同様の地点においてラインセンサス調査及びポイントセンサス調査を実施するほか、夜間も含めた任意観察調査も実施する計画です。 ②新島牧ウインドファームは6基で2000年6月から稼働していましたが、2021年5月から工事を開始し、2023年2月から1基で運転開始となりました。改変範囲は概ねリプレース前の6基の範囲内であることと、周囲の植生に変化がみられないことから、「環境が大きく変化する工事の実施」ではないものと考えております。 ③評価書では環境に大きな変化が見られないことについて、それぞれの分類群の専門家からご意見をいただいた旨を追記いたします。 鳥類については、有識者Dのご意見について改めて検討した結果、繁殖期を中心に追加調査を実施することといたしました。
6-7	239 ～ 240	表6.2-1追加調査の実施有無とその理由【一般鳥類、典型性注目種アオジ】	1次	希少猛禽類の追加調査を実施した理由の一つに「過年度調査実施段階より年数が経過しており、希少猛禽類の生息状況が変化している可能性があること」とありますが、こちらの理由は猛禽類に限らず、典型性注目種としているアオジを含む一般鳥類全般にも言えるものと考えます。こちらを踏まえ、希少猛禽類以外の鳥類について年数経過を考慮しなかった理由をご教示ください。	希少猛禽類については、過年度に営巣地を確認していますが、営巣地の有無により飛翔状況の変化が生じる可能性があることから追加調査を実施いたしました。一方、アオジを含む一般鳥類については、希少猛禽類と比較すると行動範囲が狭く、環境に大きな変化がみられないことから、分布状況の大きな変化はないものと考え、追加調査は実施しませんでした。しかしながら、有識者Dのご意見について改めて検討した結果、一般鳥類の繁殖期に該当する5月～6月に追加調査を実施することとしました(令和7年に実施済み)。過年度調査と同様の地点においてラインセンサス調査及びポイントセンサス調査を実施するほか、夜間も含めた任意観察調査も実施する計画です。
6-8	240	表6.2-1(2)追加調査の実施有無とその理由	1次	爬虫類及び両生類は、「移動能力が低い動物については、新たに改変にかかるエリアにおける重要な種の生息状況について確認が必要と判断し、追加調査を実施した」とのことですが、移動能力が低く、新たに改変にかかるエリアにおける重要な種の生息状況について確認が必要であるという点では、昆虫類も同様と考えられますが、爬虫類及び両生類との扱いに差をつけた理由について、ご教示ください。	両生類のエゾサンショウウオについては、過年度調査において産卵地を多く確認したことを踏まえ、最新の分布状況を把握することを目的として追加調査を実施しました。なお、爬虫類については合わせて記録に努めました。 昆虫類に関して環境に大きな変化がみられないことから、分布状況の大きな変化はないものと考え、追加調査は実施しませんでした。 なお、昆虫類についてはp.248 表6.2-2(5)に記載のとおり、専門家からも植生に大きな変化がなければ、昆虫類相にも概ね変化はないだろうとのご意見を頂いております。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
6-9	241	6.2.5 他事業との累積的な影響について	1次	<p>(仮称)島牧ウィンドファーム事業と工事関係車両の稼働台数のピーク期間と重複しないように配慮するとしていますが、</p> <p>①ピーク期間の重複がないように島牧ウィンドファームの事業者とはすでに調整済みであるという理解でよろしいでしょうか。</p> <p>②建設機械の稼働による騒音の影響については、本事業では項目として選定していませんが、工事期間のピークが重ならないよう配慮することによって建設機械による騒音が発生する期間が長期間にわたる可能性はないでしょうか。このことを踏まえた調査の必要性について、事業者の見解を伺います。</p> <p>③ピーク期間をずらしたとしても、2事業分の工事が同時に行われる場合は、交通量は現況よりも増加することが見込まれるのではないのでしょうか。このことを踏まえ、道路交通騒音や人と自然との触れ合いの活動の場へのアクセス性への累積的な影響の調査が不要であるとの判断の妥当性について、事業者の見解を伺います。</p>	<p>①当社事業は現在詳細設計を進捗しており、具体的なスケジュールが未確定の為、現時点では隣接事業者との調整は未実施ですが、今後、工程を固めていく上で、調整を行います。</p> <p>②建設機械の稼働に伴う騒音について最も影響を受ける時期は建設機械から発生する騒音レベルが最大となる時期です。建設機械の稼働期間が長期間となった場合も建設機械から発生する騒音レベルを低減するために建設機械の稼働台数や稼働配置を調整することで配慮は可能と考えます。</p> <p>③道路交通騒音：2事業の工事が同時に行われる場合は、交通量は現況よりも増加が見込まれますが、道路交通騒音で最も影響が生じる可能性があるのは、工事車両走行台数がピークとなるコンクリート打設工事の期間となります。</p> <p>ただし、先行事業はすでに評価書も終え、工事着工している状況と聞き及んでおります。従い、本事業が工事着工する時期には先行事業者のコンクリート打設工事は完了しているものと理解しているため、工事車両走行台数の極端な増加はないものと考えております。</p> <p>人と自然との触れ合いの活動の場：利用者によるアクセス集中が生じる可能性があるのはイベント時であること、「イベント等により工事関係車両の主要な走行ルートにアクセスが集中する可能性のある場合には、該当日並びに該当区間において工事関係車両の走行をできる限り控える」との環境保全措置を講じていることから、累積的な影響を回避することは可能と判断しております。</p>
追加 6-40	242 ～ 250	表6.2-2 専門家等からの意見の概要及び事業者の対応	1次	<p>ヒアリングを行った全ての専門家に関し、意見聴取日以降のやり取りについて、専門家自身の掲載書類の修正の有無、専門家による事業者の対応の確認の有無、準備書への掲載の承諾を得た日を具体的に挙げてください。なお、上記について確認していない場合は、確認し、承諾を得たものをお示しください。</p>	<p>ヒアリングを行った全ての専門家に関し、意見聴取日以降のやり取りについて、専門家自身の掲載書類の修正の有無、専門家による事業者の対応の確認の有無、準備書への掲載の承諾を得た日を【月越原野準備書】別添資料北海道1次06-40にお示しいたします。なお、本別添資料については、専門家が特定される内容のため非公開といたします。</p>
6-10	242	表6.2-2(1) 専門家等からの意見の概要及び事業者の対応 有識者A【コウモリ類】	1次	<p>①専門家から「できれば、冬季に調査を実施して、越冬期の利用状況を確認し、活動期と非活動期の数を確認しておく方が良い」と意見がありますが、こちらの意見を踏まえ冬季に調査を実施しなかった理由をご教示ください。</p> <p>②6～7月上旬が生後1～2週間の新生児を確認できる時期であり、調査時期として良いとされている種があるにもかかわらず、この時期に調査を行わなくても良いと判断した理由をご教示ください。</p>	<p>①ご意見を踏まえ実施を検討いたしましたが、安全管理上、冬期に廃トンネルを踏査することが困難であったため、実施には至りませんでした。</p> <p>②専門家ヒアリングを7月22日に実施したことから、専門家から頂きました「7月下旬でも幼獣は確認できるだろう」とのご意見を踏まえ、可能な範囲で対応いたしました。現地調査を実施した結果、p.538に記載のとおり、キクガシラコウモリ、モモジロコウモリ、ニホンウサギコウモリ、ヒナコウモリを確認することができました。調査で撮影した個体写真を専門家に見ていただき、ニホンウサギコウモリの幼獣を確認しております。</p>
6-11	243	表6.2-2(1) 専門家等からの意見の概要及び事業者の対応 有識者B【哺乳類】	1次	<p>ネズミ類は年によって個体数の変動がある旨の意見があり、p.249には、大規模なササ枯れに関する意見があることから、ネズミ類の生息状況に大きな変化が生じている可能性があります。本事業におけるネズミ類の予測及び評価にはそのような状況が反映されているか、事業者の見解をご教示ください。</p>	<p>令和5年に道内で一斉開花したササはクマイザサですが、対象事業実施区域及びその周囲において生育しているササはチシマザサであるため、ササ枯れの影響はございません。専門家ヒアリングでも確認しており、結果はp.249の表6.2-2(7)にお示ししております。</p>
6-12	245	表6.2-2(3-2) 専門家等からの意見の概要及び事業者の対応 有識者C【鳥類】	1次	<p>専門家からは風車を認識しやすくするための目玉模様の装着による対策の検討について指摘がありますが、道内の他事業では目玉模様による効果は限定的であると考えられる事象が複数発生しています。このことを踏まえると、目玉模様よりもさらに効果的な対策が求められると考えられますが、どのような対策を検討しているか、事業者の見解を伺います。</p>	<p>「海ワシ類の風力発電施設 バードストライク防止策の検討・実施手引き(改定版)」(環境省、令和4年8月)によれば、「タワー下部の彩色で期待される効果海ワシ類は餌の探索のために下方を向いて飛翔していることが多く、遠方からの識別能力も高いことから、風車のタワー下部への彩色は海ワシ類に風力発電施設を気付かせる効果が期待できる。」とされています。実際に彩色を行ったナセルとタワーに目玉マークを設置した北海道内のある風力発電施設では、一定の効果がみられたとされていますが、「なお、こうした環境保全措置もバードストライクを完全に防止するものではないため、環境保全措置の効果を引き続き検証するためにも、今後のバードストライクの発生状況を継続的にモニタリングする必要がある。」とされています。現時点ではノスリの止まり木を作るという保全措置を講じていますが、事後調査を実施し、影響が著しいと判断された場合には、専門家の助言を受け、状況に応じたさらなる環境保全措置を検討いたします。</p>

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
6-13	246	表6.2-2(4-1) 専門家等からの意見の概要及び事業者の対応 有識者D【一般鳥類】	1次	<p>①クマガラやオオアカゲラ、ウズラ等は重要な鳥類への影響予測の対象に含まれていない旨の意見がありますが、なぜ予測の対象としなかったのでしょうか。調査で確認されている種のうち、上記以外で重要な鳥類にあたる種に対して予測及び評価を実施していない種を挙げた上で、その理由及び予測・評価の必要性についてご教示ください。</p> <p>②専門家から調査頻度が少ないことにより過小評価となっている可能性がある旨の意見があり、事業者の対応として、猛禽類調査で確認できた一般鳥類の情報を補完できていることから妥当である旨の内容が示されています。こちらに関して以下について回答してください。</p> <p>(1)冬季に実施できなかったラインセンサス及びポイントセンサス地点は、対象事業実施区域外あるいは区域内であっても周辺の改変は行わないということ、本調査の妥当性を示す根拠の一つとしていますが、改変の有無ではなく、調査地点の環境における鳥類の利用状況の把握が重要なのではないのでしょうか。上記を踏まえ、R5、R8及びP3地点で冬季調査を実施しなくても、p.288に示されている鳥類調査地点の設定根拠を満たすことができる根拠を説明してください。</p> <p>(2)冬季の猛禽類調査ではSt.19にて観察を行い、一般鳥類も記録できているとのことですが、猛禽類調査の調査地点のみでポイントセンサスやラインセンサスで得られる精度の情報を担保できるのでしょうか。St.19から対象事業実施区域内を見たときの地上視野がほとんどないことを踏まえ、事業者の見解をご教示ください。</p>	<p>①一般鳥類の調査範囲は、対象事業実施区域から300mとしており、当該範囲内で確認された重要種を対象に影響予測を行っております。クマガラやウズラは調査範囲外のみでの確認であったことから、予測の対象外となりました。上記以外で予測及び評価を実施していない種は、オシドリ、イカルチドリ、シロチドリ、ホウロクシギ、ハマシギ、ウミネコ、ヒメウ、チュウサギ、ヤマセミ、ツメナガセキレイの12種(クマガラ+ウズラ+上記以外の種=12種)になります。なお、オオアカゲラについては予測の対象としており、p.891表8.1.4-86(19)に結果を記載しております。</p> <p>② (1)積雪期は一面が雪に覆われることから、ササ草原と草地はほぼ同じ環境になると考えます。また、冬季は夏鳥が飛去した後であり、渡りの時期にも該当しないことから、一般鳥類の確認種数も極端に少なくなります。春季、夏季、秋季についてはR5、R8及びP3を含めすべての地点で実施していることから、当該地域の鳥類相は把握できているものと考えております。また、冬季については、樹林環境(落葉広葉樹林、針葉樹林)と草地環境(ササ草原、草地)となるため、それぞれの環境を含めた地点(R5はR4やR7、R8はR1、P3はP2)において冬季も調査を実施していることから、R5、R8及びP3における冬季のデータを補完できているものと考えております。また、可能な限り越冬期のデータを取得できるようSt.19での補足的な記録を行いました。</p> <p>(2)一般鳥類については希少猛禽類の記録に支障をきたさない範囲での記録となりますが、目視以外に鳴き声による記録も行っています。道内の鳥類調査歴10年以上の熟練の調査員が対応していますので、上述のとおり、確認できた一般鳥類についてはほとんど漏れなく記録できているものと考えます。また、ポイントセンサスやラインセンサスと調査方法は異なりますが、両センサス調査より長時間観測を行っていることから、多くの鳥類を記録できているものと考えます。しかしながら、6-6、6-7の回答のとおり、有識者Dのご意見について改めて検討した結果、一般鳥類の繁殖期に該当する5月～6月に追加調査を実施することとしました(令和7年に実施済み)。過年度調査と同様の地点においてラインセンサス調査及びポイントセンサス調査を実施するほか、夜間も含めた任意観察調査も実施する計画です。</p>
6-14	246	表6.2-2(4-1) 専門家等からの意見の概要及び事業者の対応 有識者D【希少猛禽類】	1次	<p>希少猛禽類調査について、対象事業実施区域内の視野が十分に得られていないことにより、過小評価となっている可能性がある旨の意見があり、それに対する事業者の対応が示されていますが、こちらに関して以下について回答してください。</p> <p>①「区域内又は区域付近の地点である St.1, 2, 4, 10, 11, 15, 19が挙げられる」は、対象事業実施区域内を見渡せていない地点という理解でよろしかったでしょうか。</p> <p>②毎月2地点以上配置していることで飛翔高度は適切に把握できているとのことですが、「対象事業実施区域内を網羅できるよう2地点以上配置した」ということでしょうか。どのような2地点を配置していたのかが読み取れないので、具体的な配置状況をご教示ください。</p> <p>③専門家意見にある「飛翔個体のトレースが、対象事業実施区域の外側で消失したり、実施区域を通り過ぎた後に確認されているような事例」に対して、「飛翔高度を適切に把握できている」と考えている理由の妥当性が示されていないので、②の内容を踏まえ、調査結果に示されるトレースが途中で途切れていても過小評価とならない理由を具体的にご教示ください。</p>	<p>①「区域内又は区域付近の地点である St.1, 2, 4, 10, 11, 15, 19が挙げられる」は、対象事業実施区域内を見渡せる地点として挙げております。</p> <p>②毎月3日間の調査のうち、基本的に対象事業実施区域内は概ね確認できるよう現地の状況に合わせて地点配置をしております。 例えば、対象事業実施区域南東の視野を確保できる St.1と区域南西の視野を確保できるSt.15、もしくは、St.1とともに区域西側の視野を確保できるSt2、区域内の東～北～南西側の視野を広く確保できるSt.19といった地点を配置しています。</p> <p>③前述の①②での回答のとおり、区域内の視野がある地点から、対象事業実施区域内の視野が確保できる地点を複数配置し、トランシーバー等で連携を取ること、極力区域内の飛翔を記録できるよう努めております。一部、対象事業実施区域の外側で消失したり、対象事業実施区域を通り過ぎた後に確認されているような事例がみられますが、数例程度であること、一部飛翔がみられなくなった場合でもすぐに捕足していることから、区域内外の飛翔軌跡数に大きな相違はないことから、過小評価にはならないものと考えております。</p>

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
6-15	247 275	表6.2-2(4-2) 表6.2-3(20-1)	1次	<p>①夜間の調査は主に鳴き声で判断しているのでしょうか。その場合、夜間に鳴かない鳥類は十分に把握できない可能性があります。調査結果の妥当性について、専門家が指摘しているサーマルスコープでの追加調査の必要性と合わせて事業者の見解をお示ください。</p> <p>②「ササ枯れによる鳥類への直接的影響は小さいことを確認した」とありますが、どのようなデータを踏まえてそのような結論に至ったのか、具体的にお示ください。</p>	<p>①夜間の調査は、主に鳴き声により記録を行っております。夜間の調査の対象種は主にフクロウ類やヨタカ等の鳥類の生息状況の把握を目的として実施いたしました。夜間に鳴かない鳥類の夜間の生息状況を把握する調査は難しいものと考えております。しかしながら、専門家からのご意見を踏まえて一般鳥類を対象とした追加調査を実施し、その際に夜間調査において試験的にサーマルスコープも使用する計画です。</p> <p>②ササ枯れについての植物の専門家からの意見聴取結果をお伝えしたところ、「ササ枯れが対象事業実施区域及びその周囲一帯で確認されていないのであれば、ササ枯れによる当該地域における鳥類の生息状況への直接的影響は小さいと思われる。」とのご意見を頂きました。</p>
6-16	247	表6.2-2(4-2) 専門家等からの意見の概要 及び事業者の対応 有識者D【一般鳥類(夜間)】	1次	<p>夜間調査にてフクロウ類が確認されていないことから、調査努力量が不十分である可能性が指摘されており、事業者の対応には、春季及び夏季に踏査及びICレコーダーを用いた録音調査をしたことから十分な努力量である旨の記載がありますが、フクロウ類が確認されていないことの妥当性が述べられていないので、本調査努力量でフクロウが確認されなくても十分に調査がされているということが分かる具体的な根拠をお示し下さい。</p>	<p>夜間調査の努力量については、2晩の調査を実施したことから十分と考えております。しかしながら、フクロウ類が確認されていないことを踏まえ、有識者Dのご意見について改めて検討した結果、一般鳥類の繁殖期に該当する5月～6月に追加調査を実施することとしました(令和7年に実施済み)。過年度調査と同様の地点においてラインセンサス調査及びポイントセンサス調査を実施するほか、夜間も含めた任意観察調査も実施する計画です。</p>
6-17	247	表6.2-2(4-2) 専門家等からの意見の概要 及び事業者の対応 有識者D【鳥類】	1次	<p>①「ササ枯れによる鳥類の生息状況への直接的影響は小さいことを確認した」とありますが、影響が小さくなるのは、ササ枯れが対象事業実施区域及びその周囲一帯で確認されなかった場合とされています。 p.249には、区域を含む当該地域で広域的にササ枯れが発生していると専門家意見があることを踏まえると、鳥類への直接的影響がある可能性が考えられますが、事業者の対応の修正は必要無いでしょうか。 また、上記を踏まえた、以降の鳥類の予測及び評価の修正の必要性について、事業者の見解をご教示ください。</p> <p>②積雪等によりどうしても現地調査ができない部分に関しては、積雪期のデータがないことによる影響評価への影響について科学的見解を追記することとありますが、事業者の対応には「鳥類相の相違はあまりみられない」旨の記載しかありません。 以降のページの予測及び評価に科学的見解があれば、該当箇所をご教示ください。 もしないのであれば、ここで科学的見解をご教示ください。</p>	<p>①p.249の有識者Gからは「対象事業実施区域及びその周囲に分布しているササはチシマザサであることから、ササ枯れは生じず、影響はないと結論付けて良いだろう」とのご意見を頂いているため、事業者対応の修正及び以降の鳥類の予測及び評価の修正はございません。</p> <p>②積雪期は一面が雪に覆われることから、ササ草原と草地はほぼ同じ環境になると考えます。また、冬季は夏鳥が飛去した後であり、渡りの時期にも該当しないことから、一般鳥類の確認種数も極端に少なくなります。春季、夏季、秋季についてはR5、R8及びP3を含めすべての地点で実施していることから、当該地域の鳥類相は把握できているものと考えております。また、冬季については、樹林環境(落葉広葉樹林、針葉樹林)と草地環境(ササ草原、草地)となるため、それぞれの環境を含めた地点(R5はR4やR7、R8はR1、P3はP2)において冬季も調査を実施していることから、R5、R8及びP3における冬季のデータを補完できているものと考えております。また、可能な限り越冬期のデータを取得できるようSt.19での補足的な記録を行いました。</p>
6-18	248	表6.2-2(6) 専門家等からの意見の概要 及び事業者の対応 有識者F【魚類・底生動物】	1次	<p>調査結果について、「水温が上がっているようなことがなければ」と記載がありますが、本調査では水温の変化を確認しているのか、事業者の見解を伺います。</p>	<p>北海道による公共用水域の水質測定結果のうち対象事業実施区域に近い調査地点における令和5年度以前の概ね10年間の水温を【月越原野準備書】別添資料北海道1次06-18にお示しします。地球温暖化による河川の水温上昇が危惧されていることを踏まえ、水温の変化により分布域が変化すると想定される冷水性(水温上昇に弱い種)の種は最高水温に影響を及ぼすことが考えられます。令和5年度以前の概ね10年間の夏季水温は上下動(年変動)を繰り返しています。現地調査を実施しました平成29年度及び最新データとなる令和5年度も年変動の範囲内で水温が推移していることから、魚類・底生動物相として大きな変化はないものと考えております。</p>

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
6-19	249	表6.2-2 専門家からの 意見の概要及 び事業者の対 応	1次	有識者Gの4つ目の意見では、黒松内町が北限とされているブナが、より北側に位置する本事業区域に生息していることを踏まえ、本事業区域のブナの重要度の高さが意見されていますが、現状の計画では、5号機、7号機及びそれぞれの作業道の造成にかかる変更区域がミズナラ-ブナ群落と重複しています。 この配置は、有識者からのブナの重要性の説明を受け、なんらかの配慮をした上で決定しているのかどうか、ご教示ください。 また、今後、さらなる配慮を検討していることがあれば併せてご教示ください。	新規に作業道を付けることから、測量を実施し、ミズナラ-ブナ群落を極力改変しないよう配慮しました。 また、変更区域の一部に含まれるミズナラ-ブナ群落については、ブナの巨木は極力伐採しないような計画としております。
6-20	254~ 255 など	表6.2-3(4)調 査、予測及び 評価の手法 (大気環境)	1次	環境騒音の現地調査日について、夏季調査日が平成29年9月4日～8日までされていますが、夏季調査日として適切でしょうか。他の項目における調査日で9月8日からを秋季として取り扱っていることや北海道・地域の特性も踏まえて、夏季の調査日として適切であると判断した事業者の見解を伺います。	調査時期の設定根拠については、Q6-36①にて回答いたしました。
6-21	259	表6.2-3騒音 及び超低周波 音、振動調査 地点の設定根 拠	1次	工事用資機材等の搬入において、「他事業の工事関係車両の稼働台数のピーク期間と重複しないように配慮する」とありますが、具体的にはどのようにするのか、他事業者との協議状況を踏まえご教示ください。	当社事業は現在詳細設計を進捗しており、具体的なスケジュールが未確定の為、現時点では隣接事業者との調整は未実施ですが、今後、工程を固めていく上で、調整を行います。
6-22	265	図6.2-2水環 境の調査位置	1次	水質調査地点について、各集水域の下流に設定していますが、上流側に設定しなかった理由について、発電所に係る環境影響評価の手引きを踏まえてご回答ください。 また、取水地点より上流側に調査地点を設けるのが好ましいと思われませんが、St.3の調査地点が取水地点より下流側に設定している理由をご教示ください。	水質予測に当たっては、濁水到達があった河川において降雨時調査結果を用いて浮遊物質量予測を行います。したがって、降雨時調査データを得ることを主眼に置きます。降雨時調査は平水時に比べて、調査地点への移動や河川への上り下りに危険を伴うために、安全に降雨時調査を実施できる場所を地点選定しました。 上述の理由のため、St.3コベチャナイ川について取水地点より下流で調査を行っております。なお、沈砂池排水が常時水流に到達しない予測となっていることから、造成工事によるコベチャナイ川や小川への濁水影響はないと予測・評価しております。
6-23	272	表6.2-3(17) 調査、予測及 び評価の手法 (動物)	1次	任意観察調査の夜間録音調査の実施時期について、春期と夏季のみとした理由についてご教示ください。	主にフクロウ類とヨタカを対象とし、いずれも繁殖期で鳴き声が確認できる時期である春季と夏季のみ実施いたしました。
6-24	273	表6.2-3(18) 調査、予測及 び評価の手法 (動物)	1次	①爬虫類及び両生類の令和6年度の調査はゴシック体で示す必要はないでしょうか。 ②爬虫類及び両生類の令和6年度の調査について、平成29年の調査と異なり早春期に実施されていませんが、なぜ実施しなかったのか、事業者の見解をご教示ください。 また、実施しなかったことにより、過小評価に繋がる可能性はないか、併せてご教示ください。	①ご指摘のとおり、評価書において修正させていただきます。 ②追加調査の主な目的としては、エゾサンショウウオの産卵場所等の生息状況の把握になります。平成29年調査ではエゾサンショウウオは5月24日～26日にかけて確認されていたため、令和6年調査においても同様の時期に実施しました。なお、平成29年の早春期調査においては爬虫類・両生類いずれも確認なしでした。
6-25	274	表6.2-3(19) 調査、予測及 び評価の手法 (動物)	1次	6. 予測の基本的な手法の追記部分に、既設の新島牧ウインドファームを追記してください。	ご指摘のとおり、評価書において修正させていただきます。
6-26	275	表6.2-3 (20- 1) 調査の手 法 (動物)	1次	①小型哺乳類捕獲調査において、シャーマントラップを各20個及びピットフォールトラップを5個設置したと記載されています。 「平成28年度版河川水辺の国勢調査基本調査マニュアル(両生類・爬虫類・哺乳類調査編)」(国土交通省)に、トガリネズミ類の捕獲には、1調査地区あたり30個程度の墜落缶を2晩設置し、と記載されていることから、設置数は一地点あたり(環境区分毎に)少なくとも20～30個とすることが望ましく、過小評価に繋がらないよう適切な手法による調査を行うことが重要であると考えますが、以上を踏まえ、追加調査を実施する必要はないか事業者の見解を伺います。 ②自動撮影調査について、冬季のみ調査が実施されていません。利用しそうな農道や作業道であればアクセスは可能と思われませんが、なぜ実施しなかったのか、理由をご教示ください。	①河川水辺の国勢調査の墜落缶は、口径8cm程度の少し大きめの紙コップ(クリアカップ)のイメージで、20～30個(旧マニュアルでは20個)程度の設置が推奨されていますが、墜落缶のサイズは色々ございます。本調査で使用したものは口径及び深さともに20cm前後のプラスチックごみ箱程のものを各地点5個設置しております。面積に換算すると同程度となることから問題ないものと考えております。 なお、トガリネズミ類については平成29年、令和6年いずれの調査においても確認されており、平成29年は165個体、令和6年は17個体を捕獲したことから、追加調査の必要はないと考えております。 ②アクセス可能ではあるものの、積雪時に設置した場合、積雪による影響も懸念されるため、冬季は実施しておりません。冬季に確認できる種は限定されますが、任意踏査を実施し、冬季において確認できる種は概ね確認できているものと考えております。
6-27	275	表6.2-3 (20- 1) 調査の手 法 (動物)	1次	コウモリの捕獲調査について、6、7、9月に実施したとなっておりますが、p.242の専門家意見に「8月下旬になると移動してきた個体が通過していると考えられる」、「8月下旬～9月上旬にピークがある」とあることを踏まえると、8月下旬にも調査が必要と考えますが、実施しなかった理由をご教示ください。	当該ご意見は音声モニタリングの結果に対してのご意見であり、音声モニタリングの通過事例数のピークやコウモリ類の移動については、留意すべき事項として頂いたご意見と認識しております。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
6-28	288	表6.2-3(24) 鳥類調査地点設定根拠(ラインセンサス法及びポイントセンサス法)	1次	風車設置箇所付近の東側における鳥類の生息場所を確認することができるルートが設定されていない理由をご教示ください。 また、事業実施想定区域が方法書段階よりも東側に区域が広がっていること、そのことに伴い、風車の配置も全体的に東寄りに見直されていることを踏まえ、区域東側の生息状況の把握は重要であると考えられますが、追加調査を実施しなかった理由についてもご教示ください。	風車設置箇所付近の東側は主に落葉広葉樹林が分布しております。ラインセンサス及びポイントセンサス調査地点は、調査範囲に分布する各環境類型に対して地点を設定していることから、東側の落葉広葉樹林も含め、当該環境のデータは取得できているものと考えております。
6-29	304	表6.2-3(32) 調査、予測及び評価の手法(植物)	1次	春季に開花し、夏季には確認が難しくなる種もいるため、ブラウン-ブランケの植物社会学的植生調査を春季にも行う必要はなかったでしょうか。	植生調査は群落を特徴付ける種を確認しやすくなる樹木の展葉期等といった観点で調査時期を設定いたしました。 春季に開花し、夏季には確認が難しくなるといった種は、植物相調査において確認しております。
6-30	307	図6.2-14 植生調査の調査位置及び調査範囲(令和6年)	1次	P.249にて、専門家から「当該地域のブナはさらに重要度が高いと考える。」と意見があることから、当該植生での調査が必要と考えますが、準備書段階で追加された区域東部のミズナラ-ブナ群落周辺に調査地点がありません。追加調査を実施する必要はなかったのか、事業者の見解をご教示ください。	ミズナラ-ブナ群落については2地点調査地点を設定しておりますが、ご指摘を踏まえ、区域東部のミズナラ-ブナ群落を対象に植生調査を実施することを検討いたします。
6-31	311	表6.2-3(35) 調査、予測及び評価の手法(生態系)	1次	ゴシック体で示すべき箇所があると思われしますので、評価書では正しく記載してください。	令和5年及び令和6年の調査時期について、評価書においてゴシック体に修正させていただきます。
6-32	318	表6.2-3(40) 生態系調査地点設定根拠(ノスリ)	1次	事業実施想定区域東側の区域に調査地点がありませんが、この区域にはミズナラ-ブナ群落分布しており、選定されている調査地点の植生と異なるため、調査地点を設定する有効性があると考えますが、事業者の見解をご教示ください。	小型哺乳類捕獲調査の地点は、調査範囲に分布する各環境類型に対して地点を設定しております。ミズナラ-ブナ群落をについては落葉広葉樹林に該当し、落葉広葉樹林についても調査地点を設定していることから、同様の環境について把握できているものと考えております。
6-33	320	表6.2-3(41) 生態系調査地点設定根拠(アオジ)	1次	風力発電機設置箇所付近の東側における生息状況を確認する調査地点を設定していない理由をご教示ください。	風車設置箇所付近の東側は主に落葉広葉樹林が分布しております。ラインセンサス及びポイントセンサス調査地点は、調査範囲に分布する各環境類型に対して地点を設定していることから、東側の落葉広葉樹林も含め、当該環境のデータは取得できているものと考えております。
6-34	330	図6.2-18 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の調査位置	1次	「黒松内ぶなの森自然学校」が選定されていますが、当団体が野外活動を行うためにフィールドとしている箇所が対象事業実施区域及びその周囲にないか確認しているでしょうか。 活動場所と変更区域や工事関係車両の主要な走行ルートが重複していないか、ヒアリング等で確認が必要と考えますが、事業者の見解を伺います。	「黒松内ぶなの森自然学校」についても、文献その他の資料調査及び現地調査の他、管理者様に対してヒアリングを実施しており、以下の点を確認しております。 ・活動エリアは本事業の対象事業実施区域や変更区域、その周囲とは異なること ・工事関係車両の走行ルートである主要地方道9号を利用する可能性がある活動は10月に開催するウォーキングイベントであり、道を塞ぐわけではなければ、特に支障は生じない可能性が高いこと 引き続き丁寧なご説明に努めるとともに、ウォーキングイベント等の開催時には活動の妨げにならない工事計画といたします。 なお、p.1245の調査結果(表8.1.8-1(8))につきましても、管理者様にご確認いただいた上で掲載しております。
6-35	334	図8.1.1.1-1 道路交通騒音・交通量調査地点	1次	p.39に記載されている工事関係車両の走行ルートを踏まえると、寿都町市街地や島牧村の歌島地区の集落にも調査地点が必要ではないでしょうか。追加調査の必要性について事業者の見解を伺います。	道路交通騒音及び振動の調査地点については現況の交通量のすくない静穏な住宅地域において影響が生じやすいため、そのような地域に該当する地点に調査地点を設定いたしました。寿都町市街地や島牧村の歌島地区を通行する一般国道299号について、準備書p.165に記載のとおり昼間12時間あたりの交通量が1千台を超えており、対象事業実施区域及びその周囲において普段から交通量の多い道路環境であります。普段から交通量の多い道路沿道において道路交通騒音及び振動を測定した調査結果をもって事業による影響を予測すると過小評価となる可能性があります。現況の交通量がすくない地点に調査地点を設定しているため、追加調査の必要はないものと判断しております。
6-36	338 401	(c) 調査期間(騒音、超低周波音)	1次	①調査期間の設定根拠を各季ごとにお示しください。 ②調査期間が平成29年から令和3年までとなっていますが、なぜ期間が空いたのか、理由をお示しください。 ③夏季・秋季と冬季・春季で調査期間が1日異なっていますが、なぜ異なっているのか理由をお示しください。	①【月越原野準備書】別添資料北海道1次Q6-36①にお示しいたします。 ②北海道の電力系統の確保が見込めず、平成29年の段階で一旦、環境影響評価の現地調査を中断したため、調査期間が空いております。 ③環境省の風車騒音マニュアルを踏まえ、有効風速範囲における残留騒音の測定結果を昼夜ともに3日間以上確保するため4日～5日間の調査を行っております。平成29年に実施した夏季及び秋季について4日間の調査といたしましたが、より確実に3日間以上の有効風速範囲における残留騒音の測定結果を確保するため、令和2年に実施した冬季と令和3年に実施した春季については5日間の測定調査を実施いたしました。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
6-37	339	図8.1.1.1-3 一般環境騒音 調査地点	1次	寿都町や島牧村の歌島地区に調査地点を設定しなかつた理由をお示してください。	寿都町においてはp. 339に示す騒音・超低周波音調査地点No. 1にて調査を実施しております。島牧村の歌島地区については、風力発電機からの離隔距離が4km以上確保されていることから調査地点を設定しませんでした。
6-38	359 360	表8.1.1.1-12 (c)評価の結果	1次	p. 39に記載されている工事関係車両の走行ルートを踏まえると、島牧村を走行するルートと黒松内町を走行するルートに分散することが可能であると考えられますが、将来予測で使用されている工事関係車両の台数の値は、分散して走行することを前提とした値でしょうか。	将来予測で使用されている工事関係車両の台数の値について車両台数は分散せずに走行する前提で予測を行いました。
6-39	389 ~ 400	(d)累積的影響について	1次	①新島牧WFの諸元が入手できなかったとのことですが、新島牧WFの事業者を確認した上で情報が入手できなかったのでしょうか。 ②累積的影響の予測に対する評価がありませんので、評価もお示してください。	御認識のとおり、新島牧WFの事業者に確認いたしましたが、情報を入手できませんでした。 風力発電機における累積的影響の指針値が存在しないため、評価は行っておりません。引続き累積的影響の評価基準に関する最新の知見の収集に努めます。

7 「第8章 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法についての経済産業大臣の助言」に関する質問

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
----	---	-----	----	------	-------

8. 「第8章 環境影響評価の結果」
「8.1 調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果」
「8.1.1 騒音」に関する質問

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
8-1	333 443	1. 騒音 ①道路交通騒音の状況 (C)調査期間 3. 振動 ①道路交通振動の状況 (C)調査期間	1次	調査期間は平日及び土曜日に各1回行われていますが、現段階において、日曜日及び祝日には工事用車両が出入りするような工事を実施しない予定であるとの理解でよろしいでしょうか。 また、日曜日及び祝日に何らかの工事が行われる可能性がある場合は、その作業内容及び道路交通騒音や道路交通振動が生じる可能性の有無についてご教示ください。	日曜日及び祝日には工事用車両が出入りするような工事を実施しない予定です。
8-2	340 343 346 349	表10.1.1.1-3 ほか 残留騒音の調査結果のまとめ	1次	測定結果について、昼間よりも夜間の方が高い値となっている地点がありますが、その要因について、事業者の見解をご教示ください。	夏季の調査期間中は虫の鳴き声の影響を受けており、特に夜間は昼間に比べて大きく、また、秋季の夜間は昼間に比べて若干、風が強く吹いたことにより葉擦れ音による影響が大きくなったことが要因の1つと考えられます。
8-3	359	表8.1.1.1-12 予測に用いた車種別交通量及び走行速度	1次	工事用資材等の搬出入車両(台/日)の設定根拠をご教示ください。なお、p. 38記載の「表2.2.5 主要な工事用車両の走行台数(コンクリート打設時)」やコンクリート打設を行う工種ごとの関連がわかる回答内容としてください。 また、15ページの表2.2-3において、冬季休工期間は12月~3月とされていますが、積雪状況により4月に土木工事実施が難しい場合でも搬出入車両(台/日)の最大値は変わらないと考えてよろしかったでしょうか。	現時点の計画では、ミキサー車の生コン積載量を4m ³ /台、風車基礎本体のコンクリート量を792m ³ (打設は2回打ち、1回目396m ³ 、2回目396m ³)と設定しています。コンクリート打設1回につき、コンクリートミキサー車99台(396m ³ /4m ³ /台)、ポンプ車1台での施工となり、往復換算でコンクリートミキサー車198台、ポンプ車2台の走行が見込まれます。通勤車両は、管理者用2台、作業員用18台の20台と設定しました。 また、積雪がある期間は基本休工としますが、車両の走行が可能な場合は搬出入車両の最大値は変わりません。
8-4	360	(c)評価の結果 環境影響の回避、低減に評価	1次	環境保全措置について、アイドリングストップ等を徹底するとありますが、建設機械を含む全ての車両のアイドリングストップを表しているのでしょうか。	建設機械を含む、全ての車両についてアイドリングストップを指導し、実施を徹底させます。
8-5	361 388	②土地又は工作物の存在及び供用(a)環境保全措置 (C)評価の結果	1次	環境保全措置及び環境影響の回避、低減に係る評価について、風力発電機の配置位置を可能な限り住宅等から離隔するとしていますが、風力発電機設置位置が方法書段階より住宅側に接近しているものが多数見受けられることについて、事業者の見解を伺います。	本事業におきましては近隣に隣接事業者の計画があり、他事業者との協議を行った結果、寿都町の特に配慮が必要な施設・住宅等への騒音や影について予測評価上影響がでない範囲で配置を変更したものです。

9. 「8.1.1 超低周波音(低周波音(周波数20~200Hzの音波)を含む)」に関する質問

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
9-1	419	ウ.予測対象時期等	1次	「環境影響が最大となる時期」とは具体的にどのような時期を指すのかをご教示ください。	すべての風力発電機から発生する超低周波音が最大となる時期を想定し、予測は定格風速時の最大超低周波音発生時における予測を行っております。

10. 「8.1.1 振動」に関する質問

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
10-1	443	(c) 調査期間	1次	調査期間の設定根拠をお示ください。	騒音に係る環境基準の評価マニュアルを参考に、交通量が変動しやすい、年末年始、帰省時期、夏休み期間を避け、平均的な自動車交通量が想定される秋季を対象に調査期間を設定しました。なお、工事関係車両の走行は平日だけでなく土曜においても走行が予定されているため、平日及び土曜を対象に調査を実施しました。
10-2	453 454	表8.1.1.3-4(1)(2) 予測に用いた車種別交通量及び走行速度	1次	確認となりますが、将来の工事関係車両台数について、注釈に「工事関係車両は7～18時に走行する。」とあることから、昼間は8～18時の10時間に想定される台数であり、夜間は7～8時の1時間に想定される台数ということでしょうか。	夜間は19～8時の時間区分において、工事関係車両は7～8時の1時間のみ走行する想定で予測を行っております。

11. 「8.1.2 水質（水の濁り）」に関する質問

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
11-1	457 ～ 458	(1) 調査結果の概要 図8.1.2-1	1次	①「発電所アセスの手引き」では調査地点はなるべく上流に配置することが望ましいとありますが、St.3及び4については河口付近に調査地点が設定されています。なぜもっと上流に調査地点を設定しなかったのか、理由をご教示ください。 ②p.156の記載を踏まえると、対象事業実施区域内では水道用水や農業用水としての利用がある河川が存在しているとのことですが、図書458ページの図と取水地点を重ね合わせた図をお示ください。 ③St.3（コベチャナイ川）及びSt.5（小川）の調査地点について、本調査地点の上流に水道の取水地点が存在するように見えますが、利水状況へ影響がないかを把握できる地点に設定し、調査、予測及び評価が必要ではないでしょうか。 以上を踏まえ、追加調査が不要と判断する場合は、本調査地点で利水への影響なども予測・評価ができる根拠を定量的にお示し下さい。	①水質予測に当たっては、濁水到達があった河川において降雨時調査結果を用いて浮遊物質量予測を行います。したがって、降雨時調査データを得ることを主眼に置きます。降雨時調査は平水時に比べて、調査地点への移動や河川への上り下りに危険を伴うために、安全に降雨時調査を実施できる場所を地点選定しました。 ②【月越原野準備書】別添資料北海道1次Q11-1②にお示しいたします。 ③沈砂池排水が常時水流に到達しない予測となっていることから、造成工事によるコベチャナイ川や小川への濁水影響はないと予測・評価しております。したがって、利水地点にも影響はないので、上流地点での再調査は必要ないものと判断しています。
11-2	459 ～ 460	(e) 調査結果	1次	水温が示されていませんが、調査データがあればお示しください。もしなければ、記録しなくてよいと判断した理由をお示しください。	環境影響評価の水の濁り予測において、水温を使用した予測を行わないため、調査時の水温は記録していません。
11-3	465	(a) 環境保全措置	1次	現時点における土砂流出防止柵の設置想定位置をお示しください。 なお、位置を具体的に示すことができない場合は、今後、どのような検討を行い、設置位置を決定するのかをご教示ください。	全ての盛土法尻に土砂流出防止柵を設置します。
11-4	474	(i) 濁水中の初期浮遊物質量	1次	初期浮遊物質量について、1,000～3,000mg/Lの範囲から2,000mg/Lに設定した理由をご教示ください。	初期濃度の設定は、土粒子粒径が比較的大きい砂質土の場合は3,000mg/Lとしますが、今回、測定を行った土質1、2、3の沈降試験結果からは、2.5分間で全ての粒子が沈降してしまう結果とはなっていないことから判断して、平均的な2000mg/Lが適切であると判断しました。
11-5	475	オ. 予測結果	1次	①沈砂池7からの排水は既存道路に到達するものの、道路の勾配により下流の河川に到達するまでに土壌浸透が可能と予測しており、p.478の図8.1.2-9では一定区間道路上を流れるものとなっていますが、p.33の図では、沈砂池と道路の間に切通しのような地形が見られます。ここを通ることにより、流量によっては、道路に沿うのではなく道路を横断するように流下して常時水流に到達する可能性はないでしょうか。 当該箇所の道路の詳細な図を示した上で、常時水流へ到達しないことをもう少し具体的に説明願います。 ②下段に「区域北側の1号機から3号機の道路については、排水に当たって、100m程度の短い区間に区切って、河川等常時水流から離隔が取れる場所から排水する計画である」と記載がありますが、具体的な排水位置・排水方向をお示しください。また、何をもちいて100m程度の短い区間に区切って排水する計画としているのかをご教示ください。	①【月越原野準備書】別添資料北海道1次11-5①にお示しいたします。 ②「100m程度」の記載については、目安の距離間隔として記載しましたが、1号機から3号機の道路からの排水について林道規定運用に基づき今後、関係機関とも協議を行いながら詳細に検討していきますので、1号機から3号機の道路からの排水に関する詳細は評価書にお示しいたします。

12. 「8.1.3 風車の影」に関する質問

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
12-1	493	(d) 累積的影響について	1次	累積的影響の予測に対する評価がありませんので、評価結果もお示しください。	風力発電機における累積的影響の目標値（参照値）が存在しないため、評価は行っておりません。引続き累積的影響の評価基準に関する最新の知見の収集に努めます。

13. 「8.1.4 動物」に関する質問

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
13-1	503 504	図8.1.4-1(5)(6) 哺乳類の調査位置及び調査範囲（コウモリ類）	1次	コウモリ類の踏査ルートについて、一部の風車設置予定地周辺を踏査ルートに選定していない理由をご教示ください。（道道523号線～4号機～5号機の区間、道道523号線～6号機～7号機の区間、9号機～10号機～11号機の区間）	夜間の調査においては調査員の安全を考慮し、車両で実施できるルートを任意に設定しております。ご指摘の箇所については、車両で通行できなかったため、踏査ルートに選定いたしませんでした。
13-2	506	ウ. 調査期間（ア）哺乳類	1次	①平成29年度のフィールドサイン法による調査において、春期・夏季・秋期の調査は4日間ですが、秋季調査のみ1日で実施されている理由をご教示ください。また、調査日数が少ないことにより、踏査ルートが網羅できない等、予測結果に影響は生じていないのでしょうか。事業者の見解をご教示ください。 ②令和6年度のフィールドサイン法による調査では、平成29年度とは異なり冬季調査は実施されず、時期をずらして秋季調査が2回行われていますが、このような調査時期を設定された理由をご教示ください。	①準備書の記載が誤りであり、平成29年度のフィールドサイン法による調査（秋季）は、正しくは「平成29年9月11～13日、15日」となります。申し訳ございません。評価書において、調査時期の記載を修正いたします。 ②6-26の回答のとおり、冬季に確認できる種は限定されることから、調査時期は多くの種を確認できる春季、夏季、秋季を対象としました。11月の調査については、10月調査で実施できなかった箇所があったため、補完的に実施しました。
13-3	508	(ア) 哺乳類 iii. 自動撮影調査	1次	①各回あたり2日程度設置とあるほか、第6章の調査手法には2晩程度とありますが、p.506の調査期間では5日間となっています。こちらは設置・回収をそれぞれ1日とカウントし、実際にカメラを設置した期間は2晩という整理でよろしかったでしょうか。 ②自動撮影調査で確認されたのはキタキツネ1種のみとのことですが、より長い日数設置することで、より多くの種を確認できた可能性はないでしょうか。冬季を除く調査であれば、設定によりますが1ヶ月程度は設置しておくことも可能だったと考えますが、なぜ2日間のみとしたのか、撮影設定の詳細を含め、各季2日で十分な調査となっていることを説明してください。	①平成29年度の自動撮影調査は、記載に誤りがあり、正しくは以下のとおりです。評価書において調査時期の記載を修正いたします。 ・H29年春季 平成29年5月25～27日 ・H29年夏季 平成29年7月22～24日 ・H29年秋季 平成29年9月11～13日 設置期間といたしましてはご理解のとおりです。 ②方法書時には哺乳類調査はフィールドサイン調査と捕獲調査を実施する予定でしたが、補足的に自動撮影調査を実施することとしました。ご指摘のとおり、長時間設置していれば、多くの種を撮影できた可能性はありますが、フィールドサイン調査で当該地域の哺乳類相は把握できているものと考えております。また、自動撮影調査の設置期間は、「平成28年度版 河川水辺の国勢調査基本調査マニュアル〔河川版〕（両生類・爬虫類・哺乳類調査編）」（国土交通省水管理・国土保全局河川環境課、平成28年）によると、調査努力量の目安として2晩と記載されており、こちらを参考に設定いたしました。
13-4	508	(イ) コウモリ類 iv. ねぐら調査	1次	鷹の巣トンネル及びワスリトンネルは安全性の確保のため、令和6年の追加調査を実施しなかったとのことですが、これらのトンネルはどのような状況であり、安全性を確保できない状態だったのか、参考にご教示ください。また、トンネル内の目視は難しくとも、トンネルから少し離れた場所から出入りするコウモリ類を観察することはできなかったのか、併せてご教示ください。	追加調査前に概査を行った際、鷹ノ巣トンネルの入口が土砂で半分以上埋まっており、立ち入りできないよう金網で閉鎖されていました。また、トンネル内の一部が崩れている箇所もみられたため、調査員の安全性を考慮し、踏査を断念することといたしました。トンネルから少し離れた場所から出入りするコウモリ類を観察するといったことも検討しましたが、少し離れるとトンネルを出入りしている個体かどうかという確認も難しいと判断しました。
13-5	511	オ. 調査結果	1次	ネズミ類の確認数が激減しており、道内全体の傾向が反映されている可能性があるとしていますが、夏季及び秋季の調査時期を平成29年と令和6年で比較すると、令和6年の調査の方が日程が3週間程度後ろ倒しとなっており、調査時期の変化による影響はないのか、事業者の見解をご教示ください。	ネズミ類の繁殖は6月～9月におこなわれ、育児のために行動も活発になります。調査時期は繁殖期で個体数が増加する時期、個体が分散する時期（9～10月）に設定しております。繁殖期で個体数が増加する時期として、平成29年は7月、令和6年は8月に実施し、個体が分散する時期として、平成29年は9月、令和6年は10月に実施していることから、調査時期としては妥当と考えます。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
13-6	532	図8.1.4-7 各グループにおけるコウモリの風速別出現頻度	1次	本事業で設置予定の風力発電機のカットイン風速としている3m/s前後で多くのコウモリの飛翔が見られ、特に周波数30~60kHzのコウモリはカットインする風速よりも大きい値で出現頻度が最大値となっています。これらのコウモリ類への影響を低減するためにも、カットイン風速を調整すべきであると考えますが、環境保全措置として実施を検討しないのか、事業者の見解をご教示ください。	30~60kHzの種群は比較的高空を飛翔するとされているコビナガコウモリは北海道に生息しないため、当該種群の飛翔高度はすべて樹冠程度と考えられることから、影響は小さいものと考えておりますが、10~30kHzの種群については、比較的高空を飛翔することから、衝突のリスクが考えられます。しかしながら、10~30kHzの種群は両地点の結果を合わせると風速2~3m/sで最も多く確認されています。カットイン風速である3m/sまではブレードがほとんど回らないことから、影響は小さいものと考えておりますが、更なる環境保全措置としまして、カットイン風速以下でのフェザリングの実施を検討しております。
13-7	574	図8.1.4-14 希少猛禽類の調査位置	1次	改変区域やその周辺で地上視野が確保できていない地点が複数存在しており、特に区域南側や北部の地上視野が確保できていません。P.246において専門家より飛翔個体を追い切れているのか疑問視する意見があり、こちらを踏まえ、改変区域及びその周辺の地上視野を確保できる調査地点を追加し、調査する必要があったと考えます。以上を踏まえ、地上視野が得られていなくても影響予測に支障がないとする根拠をご教示ください。	6-14の回答のとおり、区域内の視野がある地点から、対象事業実施区域内の視野が確保できる地点を複数設置し、トランシーバー等で連携を取ることで、極力区域内の飛翔を記録できるよう努めております。一部、対象事業実施区域の外側で消失したり、実施区域を通り過ぎた後に確認されているような事例がみられますが、数例程度であること、一部飛翔がみられなくなった場合でもすぐに捕獲していることから、区域内外の飛翔軌跡数に大きな相違はないことから、過小評価にはならないものと考えております。
13-8	575	(ウ)調査期間	1次	「猛禽類保護の進め方（環境省）」には、調査期間は2営巣期を含む1.5年以上の調査を行うとの記載があります。一部の猛禽類には1~2月頃から繁殖行動を行う種もいると思料しますが、なぜ定点観察法による追加調査を5月末から開始したのでしょうか。	過年度の調査においてミサゴの把握が重要と考え、本種の幼鳥が確認できる時期である5月末から猛禽類調査を開始いたしました。ミサゴのほか、ノスリやハチクマも確認されていること、この時期はハチクマについては飛来し巣を造り始める造巣期に該当し、ノスリについては餌運びがみられる巣内育雛期に該当することから、繁殖状況を把握することもできると考えております。
13-9	664	(b)現地調査	1次	風車1号機付近の造成に際し、北側の河川にも影響を及ぼす可能性が考えられますが、事業実施想定区域の北側に調査地点を不要と判断した根拠をご教示ください。	p.265 図6.2-2(1)に集水域をお示ししていますが、地形上、1号機付近の造成にかかる集水域としては濁水流入の可能性のある河川は小川であったため、当該河川以北の河川については地点を設定いたしませんでした。
13-10	704 708	<重要種> ○オオジシギ ○ホオアカ	1次	希少猛禽類調査において対象事業実施区域内で確認されたオオジシギ及びホオアカの高度レベルの記載がありませんが、何らかの理由で記録ができなかったのでしょうか。特にオオジシギは、p.244の専門家の意見を受け、「オオジシギの衝突リスクを予測するための追加調査を実施」していることから、飛翔高度の記録は実施されている必要があると考えますので、こちらを踏まえた上で、事業者の見解をご教示ください。	希少猛禽類調査で確認された重要種については高度も記録しておりますが、データに起こしていないため、オオジシギ及びホオアカの高度Mの確認回数について整理するお時間をいただきたく思います。2次回答にてご提示させていただきます。また、オオジシギについては専門家のご意見を踏まえ、高度を記録するための追加調査を実施致しました。結果は評価書においてお示しいたします。
13-11	797	オ.重要な昆虫類	1次	タテヤマセスジミドリイエバエの確認は改変区域より1m以内の道路脇で1個体である旨の記載がありますが、対象事業実施区域北部の1号機と2号機の間作業道でも確認されています。こちらは改変区域と重複または隣接していないのかご教示いただき、本個体に対する予測は必要無いか、事業者の見解をご教示ください。	改変区域外での確認ではありますが、離隔距離は約2.7mでした。基本的には改変区域内としていますが、改変区域から1m以内については配慮としてその旨を記載しました。ご指摘を踏まえて、約2.7mの離隔についても評価書において記載します。
13-12	816	(b)予測	1次	生息環境の減少及び喪失に関する影響予測のための、植生の改変面積及び改変率を算出する手法は、定量的に影響を示すという点で有効性がある一方で、改変区域の面積が一定であっても、事業面積が大きい方が影響が小さくなるという結果が得られることから、算出された数値の受け取り方については注意が必要と考えます。この計算から得られる数値は、こういった場合に効果的に使うことができ、反対に、こういった場合には効果的に使うことができないとお考えでしょうか。見解をご教示ください。	植生の改変率については、分母の値に応じて値の重みも変わりますが、例えば分母を調査範囲とした場合には、準備書において対象事業実施区域外とした範囲も含まれているため、過小評価となり得ると思います。しかしながら、極力過小評価とならないよう、調査範囲に含まれるうち方法書手続き以降更に絞り込みを行った対象事業実施区域を分母とすることにより、定量的に算出した値をひとつの目安とするために算出しております。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
13-13	818 ～	I. 予測結果 (コウモリ類)	1次	<p>①p. 816で算出した改変率を用いて、樹林環境への影響は小さいものと予測していますが、改変率がどのような値となれば「影響が小さい」「影響が大きい」という予測になるのでしょうか。基準とその根拠についてご教示ください。</p> <p>②移動経路の遮断・阻害について、周囲に迂回するための空間が確保されていることから影響は小さいとのことですが、これはコウモリ類がタワーやブレードを認識して迂回行動をとることが分かっている必要があると考えますが迂回するとした根拠をご教示ください。</p> <p>③コウモリ類のブレード等への接触について、コウモリ目(1~30kHz)を除き、「飛翔高度は樹冠程度」であることを理由に接触の可能性は低いとしています。群落組成表の高木層の最大高さ17mと風力発電機のブレード下端から地面までの最小高さ25.5mを踏まえ、ブレード等への接触の可能性は低いといえるのか、見解をご教示ください。</p> <p>④コウモリ類のブレード等への接触について、コウモリ類の確認回数が比較的少ないことから、ブレード等への接触が生じる可能性は比較的低い、と予想されていますが、10~30kHzのコウモリ類は、p. 243の有識者Bの意見にもあるように、他の周波数帯と比べて、比較的高空を飛翔すると考えられるため、ブレードへの衝突リスクが高まると考えられます。このことから、確認回数が少ないことをもって、接触が生じる可能性が比較的低いとは言えないと考えますが、事業者の見解をご教示ください。</p> <p>⑤コウモリ類のブレード等への接触について、コウモリ目(10~30kHz)は、「樹林環境を切り開いて設置する風力発電機においては影響が生じる可能性がある」としてはいますが、本種の影響を低減するための環境保全措置がなく、事後調査による状況確認のみとなっているように思われます。当該コウモリ目は、コヤマコウモリなどの絶滅危惧種に該当する可能性があり、より慎重な対策が必要と考えますが、稼働後にバットストライクが確認された場合、一時的に稼働を停止することやカットイン風速の調整などを行う計画とする必要はないか、事業者の見解をご教示ください。</p>	<p>①明確な基準は設けておりませんが、改変割合と重要な種の生態特性を踏まえ、影響の程度について判断しております。例えば、p. 919のエゾサンショウウオは樹林の改変割合を示した上で、産卵場所について言及しており、その産卵環境を踏まえた環境保全措置を講じることとしています。</p> <p>②「陸上風力発電事業による生態系への環境影響評価の手法と課題報告書」(陸上風力発電事業による生態系への環境影響評価の手法と課題に関する委員会、平成31年)によれば、海外の事例ですが、ユーラシアコヤマコウモリの雄は風力発電機から100mは忌避したとされています。また、他事業も含めた風力発電機のブレードとブレードの間は概ね140~480mの離隔があることから、回避可能な空間が確保できているものと考えております。</p> <p>③生態特性を踏まえて予測を行っていることから、「ブレード等への接触の可能性は低い」の記載は妥当であると考えております。しかしながら、ご指摘のとおり、接触の可能性は考えられることから、事後調査を行うこととしております。加えて、カットイン風速3m/s以下でのフェザリングの実施についても検討しております。</p> <p>④10~30kHzの種群については、比較的高空を飛翔することから、衝突のリスクが考えられます。しかしながら、10~30kHzの種群は両地点の結果を合わせると風速2~3m/sで最も多く確認されています。カットイン風速である3m/sまではブレードがほとんど回らないことから、影響は小さいものと考えておりますが、更なる環境保全措置としまして、カットイン風速以下でのフェザリングの実施を検討しております。</p> <p>⑤当該コウモリ目は、コヤマコウモリなどの絶滅危惧種に該当する可能性があり、より慎重な対策が必要と認識しております。しかしながら、更なる環境保全措置としまして、カットイン風速以下でのフェザリングの実施を検討しております。稼働後にバットストライクが確認された場合、専門家への意見聴取を行い、カットイン風速の調整等も含め、追加の環境保全措置について検討します。</p>
13-14	824 ～ 826	I. 予測結果 (小型哺乳類)	1次	<p>工事関係車両への接触による影響について、影響の低減の根拠として、十分な減速による事故の未然防止を挙げていますが、これら小型哺乳類に対しても有効なのでしょうか。ロードキル対策として、ボックスカルバートの設置等の先行事例がありますが、そういった環境保全措置は検討されなかったのか、事業者の見解をご教示ください。</p>	<p>小型哺乳類についても減速することにより、ロードキルを回避することは可能であることから、有効であると考えておりますが、ボックスカルバートの設置等についても必要に応じて検討してまいります。</p>
13-15	839 ～	表8. 1. 4-86 重要な鳥類への影響予測	1次	<p>移動経路の遮断・阻害について、鳥類全般で「風力発電機の周辺には移動可能な空間が確保されていること」から影響は小さい旨の記載がありますが、周辺他事業による改変も踏まえると、移動可能な空間が確保されていると言えるのか、事業者の見解を、数値などを基に定量的にご教示ください。</p>	<p>他事業も含めた風力発電機のブレードとブレードの間は概ね140~480mであることから、移動可能な空間が確保されているものと考えます。</p>

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
13-16	841	表8. 1. 4-86 重要な鳥類への影響予測 (オオジシギ)	1次	<p>① 改変による生息環境の減少・消失について、本事業による改変率は低い値となっていますが、今後、周辺他事業による改変も踏まえると、オオジシギの生息地である草地の減少率はさらに大きい値となることが想定されますが、そのような状況でも影響は小さいと言えるのか、事業者の見解を、改変率を基に定量的にご教示ください。</p> <p>② ブレード等への接触について、後段の文章は、高茎草地の改変が少ないことと、風力発電機付近では1個体のみの確認であることを影響が小さい理由としているものと読めますが、間違いはないでしょうか。読み取りにくい内容となっている箇所があるので、「しかしながら」以降の文章を整理してください。</p> <p>③ ②の認識が正しい場合、本事業による高茎草地の改変率は低いですが、周辺他事業による改変があることを考えると、オオジシギの行動圏が変化する可能性も考えられます。そのような状況も踏まえた予測となっているのか、事業者の見解をご教示ください。</p> <p>④ p. 244には、専門家の意見を受け、「オオジシギの衝突リスクを予測するための追加調査を実施することとした。」とあります。専門家からは「年間予測衝突数を算出した方が良い」といった意見を受けていることも踏まえると、確認箇所や飛翔の方向のほか、飛翔高度を基に予測評価が必要と考えますが、当該予測結果の内容は専門家の指摘を十分に反映しているといえるのか、事業者の見解をご教示ください。</p>	<p>① 改変による生息環境の減少・喪失については、改変区域を元に予測を行っております。他事業の改変区域の諸元データを入手できないことから、累積的影響予測は行っておりません。</p> <p>② ご指摘を踏まえ、評価書においては以下の文章に修正いたします。 <修正前> 図8. 1. 4-39(2)又は(3)によれば、風力発電機から比較的近くでオオジシギの確認が多いエリアが見られる。しかしながら、高茎草地のみでの確認であり、道路を挟んで反対側のササ草原となっており、その奥の落葉広葉樹林に風力発電機の設置を予定している。 <修正後> 図8. 1. 4-39(2)又は(3)によれば、風力発電機から比較的近くでオオジシギの確認が多いエリアが見られるが、高茎草地のみでの確認であり、道路を挟んで反対側はササ草原である。風力発電機の設置はそのササ草原よりさらに奥の落葉広葉樹林に予定している。</p> <p>③ ①にて回答しましたとおり、改変による生息環境の減少・喪失については、改変区域を元に予測を行っております。他事業の改変区域の諸元データを入手できないことから、累積的影響予測は行っておりません。</p> <p>④ オオジシギについては専門家のご意見を踏まえ、高度を記録するための追加調査を実施致しました。結果は評価書においてお示しいたします。</p>
13-17	853	表8. 1. 4-86 重要な鳥類への影響予測 (ミサゴ)	1次	<p>ミサゴの繁殖への影響はないものと考えられるとしていますが、p. 748～749の飛翔図を見ると、朱太川から区域東部に向かうようなMレンジの飛翔が多く、中には餌運搬を伴う飛翔も確認されています。このような飛翔があることに、影響がないと言えるのか、事業者の見解を定量的にお示しください。</p>	<p>p. 748～749の飛翔図で見られる朱太川から区域東側にかけて高度Mの飛翔は、対象事業実施区域内をかけた飛翔ではなく、区域外での餌運搬であることから影響はないものと考えております。</p>
13-18	861	表8. 1. 4-86 重要な鳥類への影響予測 (クマタカ)	1次	<p>① 本ページにおいて、生態学的特徴として3月頃から繁殖行動を行っているものとされていますが、希少猛禽類の追加調査は令和5年5月から翌8月までとなっており、繁殖行動の時期を踏まえると、「猛禽類保護の進め方（環境省）」等で示される「調査期間は2営巣期を含む1.5年以上の調査」ができていないこととなっています。予測結果を見ると、営巣中心域が存在する可能性があることから、追加調査を実施し、本種の生息状況を改めて確認する必要があると考えますが、事業者の見解を伺います。なお、これ以上追加調査を実施する必要がないと判断される場合は、必要無いと言える科学的根拠を併せてお示し下さい。</p> <p>② 改変による生息環境の減少・喪失について、「猛禽類保護の進め方（改訂版）」を参考に予測していますが、「風力発電事業におけるクマタカ・チュウヒに関する環境影響評価の基本的考え方」には、クマタカの生息・繁殖への影響が低減される条件の一つとして、「風車から500m範囲を除き、営巣中心域を含む主稜線や流域界で区切られた範囲内に、風車建設後に400haの好適採食地が確保される。」が挙げられています。そこで、p. 863で確認されているクマタカの内部構造を踏まえ、上記条件が満たされていることが分かるよう、別添資料を作成し、具体的に説明してください。もし当該条件が満たされない場合、風車の移設や削減などといった環境保全措置の必要はないか、併せてご教示ください。</p>	<p>① 2営巣期を含む1.5年以上の調査は実施できていないものの、令和5年生まれの子鳥を確認できたことから、営巣中心域をp. 863 図8. 1. 4-42にお示ししております。該当ページに記載のとおり、営巣中心域は対象事業実施区域にはかかっておりません。営巣中心域、高利用域を推定できたことから、十分予測できているものと考えておりますが、「猛禽類保護の進め方（改訂版）」等で示されている2営巣期を含む1.5年以上の調査を実施できるよう、令和5年9月以降も調査を継続しており、その結果は評価書に追記する予定としております。</p> <p>② 【月越原野準備書】別添資料北海道1次Q13-18（非公開版）にお示ししたとおり、事業の実施によるクマタカの高利用域内好適採餌環境への影響はないものと予測しており、したがって風車建設後においても400haの好適採食地が確保されるものと考えております。</p>

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
非公開 13-24			1次	(非 公 開)	

14. 「8.1.5 植物」に関する質問

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
14-1	943	b. 現地調査	1次	令和6年の追加調査における春季調査の実施時期が6月となっており、平成29年の春季調査と半月~1ヶ月ほど異なっています。6月を春季調査として扱うのは適当なんでしょうか。 早春季~春季に開花するような植物が本調査で確認されているのかを示した上で、調査時期が適当か事業者の見解をご教示ください。	早春季に確認される代表的な種であるカタクリが平成29年度調査、令和6年度調査両方において確認されていることから、調査時期について妥当であると考えております。
14-2	953	8.1.5-13 b. 現地調査 (c) 調査期間	1次	植生に係る現地調査について、植物相の調査については春季・夏季・秋季に実施していましたが、植生調査では夏季及び秋季のみとなっています。春季に実施する必要がないとした理由についてご教示ください。	植生調査は群落を特徴付ける種を確認しやすくなる樹木の展葉期等といった観点で調査時期を設定いたしました。 春季に開花する種の生育環境については、植物相調査において確認しております。
14-3	954	図8.1.5-3 植生調査の調査位置及び調査範囲	1次	文献調査で自然度10及び9が確認されていた箇所において、調査箇所が選定されていません。 文献調査で自然度10及び9が確認されていた区域東側については、より慎重な判断が必要とされるところであるため、調査地点の選定が必要ではないでしょうか。	植生調査は群落の相観等から適切な位置にコドラートを設定しているため、必ずしも自然度の高い群落にコドラートを置かれなくても構いません。しかしながらご指摘を踏まえ、植生自然度10・9とされていたエリアにも分布する「ミズナラ-ブナ群落」を対象に追加調査を行うことを検討いたします。
14-4	956 ~ 960	図8.1.5-4(2) 現存植生図	1次	No. 5, 7の発電機の設置予定位置とミズナラ-ブナ群落重複しています。P. 249の専門家意見では、ブナの北限である黒松内町よりさらに北にある本事業地のブナはさらに重要である意見が述べられていますが、方法書時点での配置計画では含まれていなかった当該群落を準備書段階で区域に含めた理由を、専門家意見を踏まえての今後の対応と合わせてご教示ください。	本事業に隣接する事業の事業者と協議しながら、風車配置の再検討を行った結果、ミズナラ-ブナ群落も一部含めた計画となりました。しかしながら、測量を実施し、ミズナラ-ブナ群落の改変は極力最小限とし、ブナの大木は極力伐採しない計画としております。
14-5	961 ~ 965	図8.1.5-5 植生自然度	1次	植生自然度8は将来的には自然植生に戻ると想定されるものですが、今後、改変区域からの除外を検討するのか、事業者の見解を伺います。	本事業に隣接する事業の事業者と協議しながら、風車配置の再検討を行った結果、ミズナラ-ブナ群落も一部含めた計画となりました。しかしながら、測量を実施し、ミズナラ-ブナ群落の改変は極力最小限とし、ブナの大木は極力伐採しない計画としております。
14-5	966	表8.1.5-6 植物群落の概要(令和6年)	1次	①対象事業実施区域東部の森林について、文献情報では植生自然度9として整理していましたが、現地調査結果として記載されているp. 956の図やp. 966の表によると、植生自然度8のミズナラ-ブナ群落であったとされています。 ミズナラが優占しているとありますが、ブナが混在し、大径木が点在するような森林で、過去に自然度9とされていた植生区分をブナクラス域代償植生として判断した理由を具体的にご教示ください。 ②注釈2において、ヨシ群落については、環境省の植生自然度によると自然度10だが、人工的な立地と隣接しているため、植生自然度8としたとありますが、p. 959の図を見ると、ヨシ群落が放棄耕作地と隣接しているのはごく一部であり、大部分はササ群落に囲まれています。 このことから、自然度を下げるには根拠が不足しているのではないのでしょうか。	①植生自然度については、環境省による「(お知らせ) 1/2.5万植生図の新たな植生自然度について」中の資料1にある「統一凡例(1/2.5万植生図)の植生自然度区分」の区分も参考にしておりますが、当該群落の確認状況としては、沢沿いで伐採しにくい微地形等で大径木が残っている箇所もあれば、施業が入りやすいような地形では伐採があったであろう箇所もあり、一度人の手が入っていると思われる細かい木が多い箇所もありました。以上の状況から、部分的に自然度の高い箇所もあると認識しておりますが、総合的に判断した結果、植生自然度8といたしました。 ②ご指摘のヨシ群落については、放棄耕作地に隣接しており、おそらく過去に開拓されて農地にしようとしたものの、水の流れなどが原因で上手くいかなかったのではないかと推察される場所でした。そのため、植生自然度は10ではなく8としました。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
14-6	977	図8.1.5-8(1) 外来植物種の 確認位置	1次	区域の北東側には外来植物種の侵入が少ない状況と推測でき、未侵入区域への侵入を防止する観点から、この区域については特に改変面積を最小限にとどめることが重要と考えられます。 また、質問番号2-7の質問の趣旨と重複しますが、上記の対策の観点からも、1号機から2号機間の道路の造成に伴う裸地化が懸念されますが、これらのことを踏まえた配慮について、事業者の見解をご教示ください。	2-7の回答のとおり、結果として、既存道路をショートカットするように南北に走る作業道のほうが改変面積が小さくなります。外来種に対しては、改変面積を減らして侵入の機会を減らし、改変区域外への立ち入りを行わないこと、濁水が流出しないような工法とすることで種子の流出を防ぐほか、必要に応じて作業ヤード内の特定外来生物（オオハンゴンソウ、フランスギク等）の除去を行います。また、1号機から2号機間の道路は速やかに舗装を行います。
14-7	1006	図8.1.5-11(9) キタササガヤ	1次	複数箇所において、キタササガヤが確認された位置と改変区域が重複しており、環境保全措置として法面への移植が提示されていますが、具体的な移植方法や移植先については、どのタイミングで調査される予定でしょうか。 移植を前提とした場合、その後の定着率を高めるためには、適切な時期に行うことも重要と考えますが、調査～移植までの時期の想定をご教示ください。	移植方法や移植先については、評価書において改変区域が確定した後、移植前に専門家へのヒアリングを再度行い、工事関係者にも確認を行います。 現時点では移植対象株の再確認調査は夏季～秋季、移植時期は秋季を想定しています。
14-8	1012	工. 予測結果	1次	植物相及び植生への影響は「小さい」と予測されていることについて、 ①影響の大小を判断する基準をご教示ください。 ②可能な限り既存道路を活用し、樹木の伐採を低減することから影響は小さいと記載がありますが、「既存道路を活用し樹木の伐採を低減すること」は最低限の措置であり、積極的な環境保全措置ではないため、この措置のみをもって「影響が小さい」とは評価できないと考えますが、事業者の見解を伺います。	①明確な基準は設けておりませんが、調査を行っている範囲である調査範囲のうち対象事業実施区域を分母として、p.1012の表8.1.5-16に改変率を算出しております。定量的に算出した値をひとつの目安としながら、周囲における同様な環境の分布状況等も合わせみつつ判断しております。 ②左記の環境保全措置のほか、「風力発電機及び搬入路の設置に伴う樹木の伐採は極力行わず、改変面積、切土量の削減に努める」といった環境保全措置も講じております。なお、6-19の回答に記載しましたとおり、新規に作業道を付けることから、測量を実施し、ミズナラブナ群落を極力改変しないよう配慮しました。また、改変区域の一部に含まれるミズナラブナ群落については、ブナの巨木は極力伐採しないような計画としております。
14-9	1022	表8.1.5-18(6) 重要な植物への影響予測 (カキラン)	1次	カキランの移植を検討する場合、確認が2株のみとなっており、当該地域では希少である可能性があることから、代替地となり得る適地の選定や移植する時期については、慎重に検討する必要があると考えます。場所・時期の選定についてどのように行うのか、事業者の見解をご教示ください。	移植方法や移植先については、評価書において改変区域が確定した後、移植前に専門家へのヒアリングを再度行い、工事関係者にも確認を行います。 現時点では移植対象株の再確認調査は夏季、移植時期は秋季を想定しています。
14-10	1026	(c) 評価の結果	1次	環境保全措置として、「重要な種の生育環境の保全を基本とする」とあります。 改変区域内で確認されたカキラン、タマミクリ及びキタササガヤは、p.1022～1023でいずれも移植を実施する旨の記載がありますが、まずは生育環境の回避が必要ではないでしょうか。 計画上やむを得ない場合は移植を実施することですので、どのような点で「やむを得ない」と判断されたのか、それぞれの種についてご教示ください。	カキラン、タマミクリについては道路沿いで確認されており、道路の拡幅が必要である状況です。しかしながら、評価書確定後に工事業者と現地にて実際の拡幅箇所を確認した上で、改変区域に含まれると判断された場合には移植を行うこととします。キタササガヤについては、道路沿いに多数確認されていることから、回避することは難しい状況です。そのため、可能な範囲で移植を行うこととしました。また、事業実施により林道脇の林縁環境が増加することから、新たに生育環境が創出される可能性もあると考えております。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
14-11	1026	(c) 評価の結果 (外来種)	1次	<p>①p. 977~981をみると、主に北部の改変区域と外来種の生育地が重複していることを踏まえ、森林部などに生育地が拡大しないよう、可能であれば事業区域内でも、オオハンゴンソウやフランスギクを含む可能性のある発生土は使用箇所を限定することが望ましいと考えますが、事業者の見解を伺います。</p> <p>②必要に応じて作業ヤード内の特定外来生物等の除去を行うとありますが、除去はどの時期にどのように実施するでしょうか。 時期によっては種子が拡散するおそれがあるほか、除去する際は刈り取りではなく抜き取りが有効と考えますが、どのような計画としているのか、除去する時期及び手法について、拡散防止対策を踏まえ事業者の見解をご教示ください。</p> <p>③必要に応じて作業ヤード内の特定外来生物等の除去を行うとありますが、「必要に応じて」は施工中を指すのか、稼働後も含めているのかが読み取れないので、事業者の対応方針を具体的にご教示ください。</p> <p>④③において施工中のみの対応とする場合、人員が定期的に入出入りすることで外来種の生育地が拡散するリスクがあることを踏まえ、事後調査時や定期点検など、一定の期間ごとにの除去作業を行うのが望ましいと考えますが、そのような対応はなされないのか、事業者の見解をご教示ください。</p>	<p>①基本的に切土発生土量を同一路線内の盛土箇所に使用することで、外来種の生息地が拡大しないよう配慮します。</p> <p>②施行後の維持管理につきましては、今後、後志森林管理署等の関係機関と協議しその協議の中において決めていきたいと考えておりますが、工事後に侵略性の高い外来種が定着し、群落を形成することがないよう、配慮いたします。抜き取りによる除去の頻度につきましても、今後上記関係機関などとの協議の中で検討してまいります。</p> <p>③具体的な実施期間も含め維持管理について、今後、後志森林管理署等の関係機関と協議し、その協議の中において決めていきたいと考えております。</p> <p>④施行後の維持管理につきましては、今後、後志森林管理署等の関係機関と協議し、その協議の中において決めていきたいと考えておりますが、工事後に侵略性の高い外来種が定着し、群落を形成することがないよう、配慮いたします。抜き取りによる除去の頻度につきましても、今後上記関係機関などとの協議の中で検討してまいります。</p>

15. 「8.1.6 生態系」に関する質問

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
15-1	1041	図8.1.6-4 上位性注目種 (ノスリ) の調査結果から影響予測までの流れ	1次	<p>本図のフロー内に生息・営巣状況の調査がありますが、p. 1042の調査期間を見ると、求愛期の調査が平成28年と令和5~6年合わせても1回しか実施されていません。必ずしも毎年繁殖成功するわけではないことを考えると、複数期の調査結果を得るために追加調査の必要はないか、事業者の見解をご教示ください。 なお、追加調査の必要がないとする場合は、その理由を科学的根拠をもってできるだけ定量的に説明してください。</p>	<p>13-18に回答しましたとおり、「猛禽類保護の進め方 (改訂版)」等で示されている2営巣期を含む1.5年以上の調査を実施できるよう、令和5年9月以降も調査を継続しており、令和7年8月まで実施予定です。その結果は評価書に追記する予定としております。</p>
15-2	1057	(イ) ノスリの餌資源量調査	1次	<p>動物の項目における小型哺乳類調査結果にもいえることですが、樹林地における捕獲調査地点がダケカンバ・ササ群落とトドマツ植林のみとなっています。 P. 956の現存植生図を踏まえると、区域内の餌資源量をより正確に算出するためにも、ミズナラ-ブナ群落においても調査が必要ではなかったでしょうか。 また、第6章でも質問しているとおり、ピットフォールトラップの設置個数が先行事例よりも少ないことから、追加調査の必要はないか、事業者の見解をご教示ください。 なお、追加調査の必要がないとする場合は、その理由を科学的根拠をもってできるだけ定量的に説明してください。</p>	<p>小型哺乳類捕獲調査の地点は、調査範囲に分布する各環境類型に対して地点を設定しております。落葉広葉樹林についても調査地点を設定していることから、同様の環境について把握できているものと考えております。 トガリネズミ類については平成29年、令和6年いずれの調査においても確認されており、平成29年は165個体、令和6年は17個体を捕獲したことから、追加調査の必要はないと考えております。</p>
15-3	1071 ~ 1081	図8.1.6-15 図8.1.6-16 調査地点 図8.1.6-17 テリトリー範囲 (アオジ)	1次	<p>アオジの生態として、低山の広葉樹林で繁殖すること、調査時期をテリトリー形成期としていることを踏まえると、区域東部のミズナラ-ブナ群落においても調査が必要ではなかったでしょうか。 P. 1078以降のテリトリー範囲をみても、4~7号機周辺は情報が確認できず、当該地の結果によっては環境類型区分ごとの推定テリトリー数に影響が出ると考えますが、追加調査の必要はないか、事業者の見解をご教示ください。 もし、追加調査の必要がないとする場合は、その理由を科学的根拠をもってできるだけ定量的に説明してください。</p>	<p>低山の広葉樹林で繁殖すること、調査時期をテリトリー形成期としていることを踏まえ、ラインセンサスは落葉広葉樹林を含めて実施しており、ミズナラ-ブナ群落は落葉広葉樹林に該当します。実施した8ルートで落葉広葉樹林のデータが得られております。もし、ミズナラ-ブナ群落も含めたとしても、ミズナラ-ブナ群落をの改変面積は0.4haであることから、影響予測に大きな変更はないものと考えます。なお、「北海道中部・南東部におけるアオジとクロジの繁殖期の生息状況」(森林野生動物研究会誌 36. 2011)では、環境別に生息状況について調べられており、落葉広葉樹林の調査路2kmあたり(観察幅片側25m)の平均観察個体数は、6.3±4.9(平均値±標準偏差)とされています。一方、準備書p8. 1. 4-61のラインセンサス法による落葉広葉樹林の平均個体密度は春季は0.37個体/ha、夏季は0.58個体/haであり、2kmあたり(観察幅片側25m)に換算すると、3.7個体、夏季は5.8個体であり、文献に記載されている数値の範囲内となっております。</p>

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
15-4	1090	iv. 総合考察 (上位性注目種)	1次	<p>①ノスリの営巣環境への影響について、事業の実施により消失する好適な環境は少ないこと、影響の及ばない好適な環境が周囲に分布している、としています。先行している(仮称)島牧ウィンドファーム事業の風力発電機が本事業地及びその周辺に建設される可能性があることを踏まえた予測も必要と考えます。累積的影響を考慮した場合、どのような予測結果となるか、できるだけ定量的にご教示ください。</p> <p>②ノスリの好適採餌環境への影響について、区域外の好適環境が存在することを影響が小さい理由としていますが、先行している(仮称)島牧ウィンドファーム事業の風力発電機が本事業地及びその周辺に建設される可能性があることを踏まえた予測も必要と考えます。累積的影響を考慮した場合、どのような予測結果となるか、できるだけ定量的にご教示ください。</p>	<p>①ノスリの営巣環境への影響については改変区域を元に予測を行っていますが、他事業の改変区域の諸元データを手に入れないことから、定量的に累積的な影響予測を行うことはできません。</p> <p>②ノスリの好適採餌環境への影響については改変区域を元に予測を行っていますが、他事業の改変区域の諸元データを手に入れないことから、定量的に累積的な影響予測を行うことはできません。</p>
15-5	1094	iv. 総合考察 (典型性注目種)	1次	<p>①アオジの餌資源量について、節足動物の餌資源密度が比較的高い高茎草地や落葉広葉樹林等の環境が対象事業実施区域の外側に残存すること、草本植物の種子は、餌資源量が2番目に多い低茎草地が改変されないことで餌資源量が維持されるとしていますが、当該地域のアオジの個体群維持に必要な餌資源量はどの程度なのでしょうか。特に、草本植物の種子について、当該地のアオジが低茎草地のみに依存しているのであれば、図書の記載でも理解できますが、そのような結果は出ておらず、餌資源量が一番多いとされる高茎草地は一部が改変されることから、種子に関しても改変率による評価が必要ではないでしょうか。</p> <p>②アオジについて、区域外に餌資源密度が比較的高い環境が存在することを、影響が小さい理由としていますが、先行している(仮称)島牧ウィンドファーム事業の風力発電機が本事業地及びその周辺に建設される可能性があることを踏まえた予測も必要と考えます。累積的影響を考慮した場合、どのような予測結果となるか、できるだけ定量的にご教示ください。</p>	<p>①餌資源量として「高茎草地で3.91%」改変される旨を記載しておりましたが、分かりづらい表現でしたので、評価書では書きぶりを検討いたします。</p> <p>②アオジの餌資源への影響については改変区域を元に予測を行っていますが、他事業の改変区域の諸元データを手に入れないことから、定量的に累積的な影響予測を行うことはできません。</p>

16. 「8.1.7 景観」に関する質問

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
16-1	1096 ~ 1098	表8.1.7-1 景観調査地点	1次	<p>①調査地点番号⑥の調査地点名が風力発電施設となっているので、具体的な事業名をお示しください。</p> <p>②調査地点番号⑨、⑩、⑮、⑯は、いずれもある程度長さのある道が調査地点となっていますが、調査地点はどのような基準で決定したのか、各調査地点それぞれについてお示しください。</p> <p>③調査地点番号⑬、⑭、⑰、⑱の各地区の調査地点はどのような基準で決定したのか、各調査地点それぞれについてお示しください。</p> <p>④調査地点番号⑳の一般道道523号の沿道は事業地の真ん中を通っているため、より風車が近くで見える地点を調査地点とする必要はないでしょうか。本調査地点の代表として当該箇所を選定した根拠を明示した上で、事業者の見解をご教示ください。</p>	<p>①「風太風力発電所」となります。</p> <p>②2つのフットパスコースについては、コース内で複数の地点を選定しております。素朴な農村風景を楽しむ西沢コースの代表地点としては③、⑧及び⑨を選定し、小さな山を越えて市街地に至る景色の変化を楽しむチョポシナイコースの代表地点としては⑩及び⑰を選定いたしました。</p> <p>⑮、⑯の道路については、周囲が広く見渡せ駐車スペースがある地点を選定いたしました。</p> <p>③⑬島牧村本目地区：地元の方が認識しやすい地域の代表地点として、島牧村ふれあい交流センター(おあしす)を調査地点として考えておりましたが、より事業地方向が開けている、折爪橋を地区の代表地点として設定いたしました。</p> <p>⑭島牧村歌島地区：地元の方が認識しやすい地域の代表地点として歌島児童館を設定いたしました。</p> <p>⑰寿都町美谷地区：地元の方が認識しやすい地域の代表地点として、美谷会館を調査地点として考えておりましたが、より事業地方向が開けている、美谷稲荷神社前を地区の代表地点として設定いたしました。</p> <p>⑱黒松内町中ノ川地区：地元の方が認識しやすい地域の代表地点として、中ノ川地区集会所周辺を調査地点として考えておりましたが、人工物が少なく、より事業地方向が開けている場所を設定いたしました。</p> <p>④一般道道523号について、対象事業実施区域内を含め確認いたしました。駐車スペースがあり安全面の確保が可能であること、周囲が広く見渡せ不特定多数の利用が見込めると判断したことから、⑳を調査及び予測評価の地点といたしました。</p> <p>なお、動植物の現地調査時にも随時状況は確認しておりますが、対象事業実施区域内で眺望利用を確認できたことはございません。</p>
16-2	1100	図8.1.7-2 主要な眺望景観	1次	<p>主要な眺望方向の記載がない眺望点の眺望方向は全方向であるという理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>眺望方向の記載がない地点については、現地調査において眺望が得られなかった地点となります。</p>

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
16-3	1105 ～ 1212	図8.1.7-3 フォトモン タージュによ る主要な眺望 景観の予測結 果	1次	①ガスがかかって見えにくい写真や曇り空の日の写真が散見されます。写真の撮影条件について具体的にご教示ください。 ②現況写真と比較して空の色が異なっている写真がありますが、理由をご教示ください。	①4季節において、晴れの日に撮影しております。雲がある写真がありますが、予測においては眺望景観の変化を把握でき、背景と風力発電機のコントラストがハッキリするよう描画しております。 ②予測においては眺望景観の変化を把握しやすいよう、背景と風力発電機のコントラストをハッキリさせるため一部の地点において加工をいたしました。
16-4	1222 ～ 1235	(d)累積的影響について	1次	(仮称)島牧ウィンドファーム事業との累積的影響の検討を行っていますが、 ①各予測地点の写真の撮影時期をお示しください。また、その時期の写真で予測した理由もお示しください。 ②稼働中の新島牧ウィンドファームも含めた累積的影響を予測しなかった理由をお示しください。 ③累積的影響の予測に対する評価がありませんので、評価もお示しください。	①累積に用いた各地点における写真の撮影時期は以下の通りです。 ①練御殿/追文記念碑 令和5年10月24日 ②黒松内ぶなの森自然学校 令和5年10月24日 ③歌才森林公園 令和5年10月23日 ④歌島高原 令和5年10月25日 ⑤風力発電施設 令和5年10月25日 ⑥風太公園 令和5年10月24日 ⑧トワ・ヴェール 令和5年10月23日 ⑨西沢コース 令和5年10月26日 ⑩チョポシナイコース 令和5年10月21日 ⑪総合文化センターウィズコム 令和5年10月25日 ⑫樽岸会館 令和5年10月26日 ⑬中ノ川地区生涯学習館 令和5年10月26日 ⑭本目岬 令和5年10月26日 ⑮島牧村本目地区 令和5年10月31日 ⑯道の駅「みなとま〜れ寿都」 令和5年10月24日 ⑰セイコーマート 令和5年10月25日 ⑱寿都町美谷地区 令和5年10月24日 ⑲黒松内町中ノ川地区 令和5年10月26日 ⑳東山公園スキー場 令和5年10月21日 ㉑黒松内岳 令和5年10月30日 ㉒寿都浜中野営場 令和5年10月25日 ㉓一般国道229号沿道 令和5年10月23日 ㉔一般道道523号沿道 令和5年10月23日 ㉕道の駅くろまつない 令和5年10月21日 予測に用いた写真は、樹木による遮蔽が最小となる落葉時の写真を使用しております。 ②累積的影響については、計画中の他事業を対象としており、稼働中の風力発電機については、現状の写真に写っております。 ③風力発電機における累積的な影響の評価基準が存在しないため、評価は行っておりません。引続き累積的影響の評価基準に関する最新の知見の収集に努めます。

17. 「8.1.8 人と自然との触れ合いの活動の場」に関する質問

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
17-1	1236 ～ 1237	(b)調査地点 図8.1.8-1	1次	①p.141に記載されている人と自然との触れ合いの活動の場の状況では、寿都町民スキー場と浜中野営場についても調査されていましたが、この2地点を調査地点から除外した理由をお示しください。 ②景観調査地点のフットパスコースである西沢コースやチョポシナイコースは工事関係車両の主要な走行ルートには含まれないのでしょうか。もし含まれるのであれば人と自然との触れ合いの活動の場の調査地点として選定する必要があると考えますが、事業者の見解を伺います。	①p.141については地域概況として、確認・把握いたしました人と自然との触れ合いの活動の場をすべて掲載しておりますが、「寿都町民スキー場」につきましては開設時期が工事の行わない冬季休工期間であること、「浜中野営場」につきましては、工事関係車両の走行ルートから離隔があり且つ複数のアクセスルートを経ることから、工事用資材等の搬入による変化は生じないものと判断し、除外しております。 ②西沢コースやチョポシナイコースは本事業の工事関係車両の主要な走行ルートには含まれていないと認識しております。
17-2	1236	(c)調査期間	1次	過年度調査と追加調査でなぜ調査時期が異なっているのか、理由をご教示ください。	平成29年の現地調査は、当時、北海道森林管理局・後志森林管理署が管理されていた「月越タケノコ園」が本事業の対象事業実施区域に位置していたことから、当該公園の開園期間に合わせ、主な調査は5月に実施いたしました。その後、令和3年に当該公園が閉園していることも踏まえ、令和5年の現地調査は夏休み期間の実施といたしました。

18. 「8.1.9 廃棄物等」に関する質問

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
----	---	-----	----	------	-------

19. 「8.2 環境の保全のための措置」に関する質問

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
19-1	1274	8.2.4 環境監視計画	1次	ノスリの好適採餌環境の回復状況について、環境監視を行う計画となっておりますが、監視の時期について記載がありませんので、緑化後どの程度の期間監視を続けるのか、監視の頻度、どのような状態が確認できた場合に監視を終了とするのか、ご教示ください。	緑化後、植生の状況が回復するまで継続して実施する予定です。監視の頻度については1か月に1回程度を想定しています。

20. 「8.3 事後調査」に関する質問

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
20-1	1276	表8.3-1 事後調査計画（バードストライク、バードストライクに関する調査）	1次	①バードストライクの事後調査に係る現地踏査については、死骸の見落とし等を防ぐため、経験や専門性のある人による踏査が望ましいと考えますが、保守管理作業員のみで調査する場合もあるのでしょうか。 ②調査頻度は週に1回を基本とするとのことですが、集中的な調査を行うことで持ち去り等により検出されなかったバードストライク事例を非常に多く捕捉できた事例があることから、集中的な調査についても並行的に行うことが望ましいと考えますが、事業者の見解を伺います。	①バードストライク調査前に調査マニュアルを策定し、そのマニュアルに沿って、専門的な知識を要している調査員が事前に保守管理作業員にレクチャーを行い、その上で、保守管理作業員のみで実施することを想定しております。 ②調査頻度は週に1回を基本としますが、定期的に保守管理のための見回りも行うことから、1週間より短い間隔で実施できることも想定しております。
20-2	1277	表8.3-1 事後調査計画（鳥類（オオジシギ））	1次	①調査地点が、現地調査において本種を確認した地点としていますが、風力発電機の建設により現地調査時の位置から移動する可能性があります。「事後調査で予測に必要な個体数を確認できなかった」といった過小評価に繋がらないよう、ある程度改変区域を網羅できる調査地点を設けるのが望ましいと考えますが、事業者の見解をご教示ください。 ②調査期間が「稼働後の繁殖期」と曖昧な表現ですが、稼働後何年間実施するのか、繁殖期とするのは何月から何月までとするのか、繁殖期の間、どの程度の頻度で実施するのか等、他の事項や本図書の調査手法の記載に倣い、もう少し詳細にご教示願います。	①ご指摘のとおり、ある程度改変区域を網羅できる調査地点を設定しました。 ②稼働後のオオジシギのディスプレイが多くみられる繁殖期最盛期の5月に3日間の連続調査を実施いたします。

21. 「8.4 環境影響の総合的な評価」に関する質問

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
----	---	-----	----	------	-------

22. 「資料編」に関する質問

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
----	---	-----	----	------	-------

23. その他の質問

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
----	---	-----	----	------	-------